

官報號外

大正十五年三月十六日 火曜日

內閣印刷局

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

大東文化協會ニ關スル質問主意書

提出者 山林 儀東君

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス〕

(以上三月十五日提出)

ノ報告ヲ求メマス、委員長長峰與一君

一本月十三日民事訴訟法中改正法律案外一

件委員岩崎幸治郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ砂田重政君ヲ、議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調査ノ件委員工藤鐵男君辭任

ニ付其ノ補闕トシテ田中方逸君ヲ孰レモ

議長ニ於テ選定セリ

○副議長(小泉又次郎君) 是ヨリ會議ヲ開

キマス、諸問題項ガアリマス、第九部選出

豫算委員秋田寅之介君當任委員辭任ノ申出

ガアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセ

ヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナケレバ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ヒ、届出アランコトヲ望ミマス、尙本藤澤萬九郎君病氣ニ付、三月十二日ヨリ三月二十一日マデ、田口文次君事故ニ付、三月十五日ヨリ三月二十四日マデ請暇ノ申出カアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ガナケレバ許可致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第二十四、對支文化事業特別會計法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長シテ砂田重政君ヲ、議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調査ノ件委員工藤鐵男君辭任ニ付其ノ補闕ト

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス〕

(以上三月十五日提出)

ノ報告ヲ求メマス、委員長長峰與一君

一本月十三日民事訴訟法中改正法律案外一

件委員岩崎幸治郎君辭任ニ付其ノ補闕ト

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス〕

(以上三月十五日提出)

君ノ如キ委員ノ所論ハ、實ニ傾聽ニ值スベキモノガアツタノデアリマス、是等ハ何卒會議錄ニ依テ御水知アランコトヲ望ミマス、以上ヲ以テ御報告書ト致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮詢致シマス、第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

〔千葉宮次郎君登壇〕

○千葉宮次郎君 本案ハ至テ簡單ナ案デ

會議錄ニ依テ御水知アランコトヲ望ミマス、以上ヲ以テ御報告書ト致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮詢致シマス、第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

〔左ノ報告書ト致シマス(拍手)〕

事情ヲ異ニシテ居ル關係カラ一様ニハ參リ
マセヌガ但シ一樣ニ參ラナイ故ニ、各府
縣ニ於テドウシテ邑細カニ研究ヲシテ、其
地方々々ニ應ズルヤウナ適應ノ農具ヲ考案
シ、研究ヲスルト云フコトハ、ドウシテモ
ヤラナケレバナラヌノデアリマス、幾ラ今
日ノ文明ノ利器ヲ或ハ獎勵シ、或ハ普及
セント致シテモ、其土地柄ニ適當ナルモノノ
デナカクナラバ、幾ラ普及シヤウト思シテ
モ其實ハ舉ラナイノデアリマス、今日一般
ノ地方ヲ見マスト云フト、或ハ發動機ニ致
シマシテモ、或ハ其他ノ文明利器ニ於キマ
シテモ、高イ金ヲ農家ニ出シテ買ハセテ、
サウシテ其普及獎勵ヲシテ居ルヤウデアル
ガ、其事實ハ少シモ舉テ居ナイト云フヤウ
ウナコトガ多イノデアリマス、徒ニ農家ハ
高イ金ヲ出シテ、サウシテ高イ機械ヲ抱イ
テ泣イテ居ルヤウナモノデアリマス、即チ
是ハ先ヅ下和ガ壁ヲ抱イテ泣イテ居ルヤウ
ナモノデアルト私ハ思フノデアリマス、如
何ニ共同施設ノ方法ヲ講ジマシテモ、農具
ノ適當ナルモノヲ農家ニ授ケルト云フ方法
ヲ講ジナケレバ、ドウシテモ農業ノ促進ト
云フコトハ出來得ナイ、此意味ニ於キマシ
テ、農具ノ考案研究ト云フ此機關ヲ設ケル
ノ必要アリト思ヒマスガ、果シテ農林省ハ
ドンナ考ヲ持テ居ルゝ、之ヲ御伺致シタイ
ノデアリマス、次ニハ金融機關ノ完備ニア
リマス、農村ノ金融機關ニ付キマシテハ、
勿論農工銀行モアルシ、或ハ勸業銀行モ、
或ハ產業組合ノ中央金庫モアリマスガ、昨
年モ申上げマシタ通り、實際此機關ト云フ
モノハ名ハ立派デアリ、機關ハ備テ居ルノデアル
カラ、農村トシモ其利用サヘスレバ宜イ
スルト云フコトノ出來ナイノハ、甚ダ遺憾
ナ次第デアリマス、昨年當局ノ言ハレルノ
デアリマスガ、甚ダ左様ナ答辯デハ私ハド
ウシテモ之ヲ御請ケスルヨコトハ出來ナイノ
テアリマス、免ニ角勸業銀行ニシマシテ

貸付ケルコトヲ得ルト云ソ條項ガアリマス
ルガ、其町村ニ於テ之ヲ借りヤウトスル場
合ニハ、少クモ二十名以上ノ保證人ガナケレ
バ貸與ヘルコトヲシナイノデアル、當局
ノ昨年言ハレル所ニ依レバ、慈善の二銀行
ガヤツテ居ルノデハナイ、物的ノ上ニ還ス
ベキ目的ヲ立て、サウシテシナケレバ仕
事ガ出来ナイ、ソレハ勿論ノ話デアリマス
ス、併ナガラ、成程是等ノ機關ヲ農村ニ於
キマシテ利用ノ出來ル人ハ宜シイガ、又產
業組合ノヤウナモノカ設ケラレテアシ、ソレ
ガ完全ニ働イテ、産業組合デ之ヲ利用スル
コトガ出来レバ沟ニ結構デアルガ、是が利
用ノ出來ナ一一番最下級ノ農家ハドウシタ
ラ宜ノデアルカ、此最下級ノ農家ト云フ
モノノ、此金融機關ノ缺ケテ居ルノハ、農
村振興ニ一番必要ナル、所謂最下級ノ農家
ニ此金融ノ機關が缺ケテ居ルノデアリマス
ス、一番最下級ノ農家ハ成程地方ニ於キマ
スルト云フト、産業組合ガ澤山出來テ居ル
ガ、昨年當局ガ説明サレルガ如ク、産業組
合ハ一万四千アルケレドモ、其成績ノ見ル
ベキモノノガ少イカラ、所謂銀行ニハ企
ハ澤山アルケレドモ、中央金庫ノ金
ヲサウ融通スルト云フコトガ出來ナ
イ、已ムヲ得ズ蓄積シテ居ルト云フ御答
デアッタガ、全ク左ノ如クニ産業組合ノ成
績ト云フモノハ、事實ニ於テ左様ノ成績ノ
モノガ多イノデアリマス、眞ニ立派ナ成績
ヲ舉ゲテ居ルト云フモノハ實ニ少イノデアリ
マス、斯様デアリマスカラ、何トカシニ
此小サイ一番下級ノ農家ノ金融機關ト云フ
モノ、心配ヲシナケレバナラスト思フノデ
アリマス、若シ物的ノ上ニ返還ノ目的ヲ立
テルコトガ出来ナイカラ、サウ云フコトハ
出來ナイト云フコトデ、捨テ、置クト云
コトデアッタラバ、無產ニシテ勤勉ナル農
家ト云フモノハ、何時ニナッテモ有產家ノ
奴隸ニ終ラナケレバナラヌノデアリマス
是ハ何トカ今日ノ場合ニ於テ急ニ此機關ヲ
設ケ、所謂昔ニ於ケル質取金融ノヤウナモノ
ノデモ設ケルト云フコトニシタナラバ、太
變ニ最下級ノ農家ト云フモノハ、救濟スル

コトガ出来ルデアラウト思フ、殊ニ甚ダオカシノハ、近來政府ハ如何ナル方針ヲ以テ、此銀行ノ整理統一ヲシテ居ルノデアルカリマスルカ、是等ハ殆ド最下級ノ農民ニ最下級ノ農民ハ、此地方ノ小銀行ニ依テ、資本ノ融通ヲ受ケテ、サウシテ肥料モ買ヒ農具モ買フト云フヤウナコトニ歸著スルノデアリマス、何故ナラバ農村ノ一番小サイ所ノ最下級ノ農民ハ、此地方ノ小銀行ニ依テ、資本ノ融通ヲ受ケテ、サウシテ肥料モ買ヒ農具モ買フト云フコトニシテ居ルタノデアリマスガ、大都會ノ大銀行ニ之ヲ併呑セラレテシマフト、殆ド之ヲ利用スルコトガ出来ナイ、併呑サレタ其翌日カラ銀行ノ態度が變シテシマッテ、何カ十分ナル所ノ擔保ガナケレバ、今度ハ貸スコトガ出来ナイ譯ニナ、タノダト云フ態度ヲ執シテ居ルノデアリマス、成程一面ニ於テ所謂此資金ト云フモノノ——工業方面ノ資金ト云フモノ、潤澤ヲ期スル上ニ於テ、小銀行ヲ併セテ、サウシテ大銀行ニ併呑セシメタト云フ意味合ハソレハ尤デアリマセウガ、一面ニ於テ農村ノ最下級ノ所謂金融機關ヲシテ絶滅セセタト云フコトハ、今日農村振興ヲ唱ヘル場合ニ於テ、洵ニ間違タ事デハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、是等ノ點ニ付テ政府當局ハ如何ナル考ヲ持テ居ラシヤルカ、御伺致シタイト思フノデアリマス、次ニ申上げテ御伺致シタイノハ、農事講習講話ノ常設場デアリマス、此農事講習講話ト云フコトハ、元ヨリアルコトデアッテ、今日流行シタコトデナイト云フヤウニ見ル人ガアリマスガ、實際今日農村振興ヲ圖ルト云フコトニ付キマシテハ、深遠ノ學理ヲ授ケテ、幾多ノ年月ヲ經テ、サウシテ養成シテ仕上ダタト云フ者ニ此農村振興ノ仕事ヲサセルト云フコトハ、润ニ手緩イコトデアル、一面ニテソレヲ行フト云フコトハ勿論必要デアリ、現在ヤツテ居ルコトデアルガ、手取早ク農學ノ如何ナルモノカト云フコトヲ理解セシメテ、實際ニ農事ニ從事シテ其效果ヲ舉ダ

ト云フモノガ最モ適切ナル必要ナモノニア
ルト私ハ信ズルノデアリマス、是ハ各府縣ニ
設場ヲ設ケテ、有ユル青年男女ヲ其處ニ寄
セテ、サウシテ、當ニ講習講話ヲ施シテ農業ノ
學理ヲ授ケ、實地ヲ教ヘルト云フコトニシ
タナラバ、直ニ農村振興ノ實ヲ舉ゲルト云
フコトヲ期スルコトガ出來ルト私ハ信ズル
ノデアリマス、此點ニ付キマシテ、當局ハ
如何ナル考ヲ持テ居ルカ、御尋ヲ致シタイ
ト思フ、其次ニモウ一ツ御伺ヲ致シタイノ
ハ、農業勞働仲介所ノ設置デアリマス、而
モ農村ハ誰方モ仰シヤルガ如ク、農村ノ青
年男女ハ段々都會ノ光景ニ憧憬レテ、サウシ
テ都會ニ趨テシマフ、是ハ時勢ノ然ラシム
ル所デ已ムヲ得ナイト云フモノ、一面ニ於
テ之ニ對スル所ノ救濟ノ機關ガナケレバナ
ラナイ、或ル學者ハ農村ハ人口ガ過剩ニア
ル、人口ガ過剩デアルカラ勢ヒ時代ニ伴ウ
テ、都會ノ方面ニ青年男女ハ趨テシマフ
ノデアル、斯ウ言フ人モアルガ、農村ニ於
テ人口過剩ト云フ意味ハ、農村ノ人口ハ農
村ノ人間ヲ能ク調ヘテ見ルト云フト、一人
前ノ勞働能率ヲ持シテ居ルト云フ者ハ、其家
ニ對スル一人キリ位居ラナイデ、アトハ大
概女ノ人ヤ、或ハ子供ヤ、或ハ病人ヤ、免
ニ角半分ノ能率キリ持シテ居ラナイ所ノ人
達デアリマス、斯ウ云フヤウニ數ハ多クト
モ、勞働能率ト云フモノガ少イノデアリマ
ス、所謂量ニ於キマシテハ成程人口過剩デ
アルカ知ラナイガ、質ニ於テ大ナル缺之ヲ
シテ居ルノデアリマス、此缺之シテ居ル勞
モ、勞働能率ト云フモノガ少イノデアリマ
ス、所謂量ニ於キマシテハ成程人口過剩デ
アルカ知ラナイガ、質ニ於テ大ナル缺之ヲ
シテ居ルカ、私ハ御伺ヲ致シタ伊ト思フノデア
リマス、終リニモウ一ツ御伺ヲ致シタイノモ
ハ本問題ガ委員會ニ掛リマシタ當時ニ於キ
マシテ、長田サンカラノ御質問デアッタカ
ト思ヒマスルガ、甘露語戻ニ小麥ト云フモノ

ト云フモノ、試験ハ沖繩縣ニ於テヤルノデアル、斯ウ云フヤウナ御答ガシテアルヤウデアルガ、甚ダ此點ニ付テ私ハ逃ヲ生ジテ居ルノデアリマス、何故ナラバ甘諸ト云フモノハ御承知ノ如ク熱帶地方ノ作物デ、段段溫帶寒帶ノ方面ニ移シタノデ、是ハ其通りデアリマスルガ、而モ此東北地方ニ於ケル食糧増殖ノ目的ヲ以テ此繁殖ヲ國ラウトスル此計畫ニ於テ、沖繩縣ニ於テ試験ヲスルト云フコトハ何事デアルカ、沖繩縣方面ノ氣溫ト東北方面ノ氣溫ト同一ナイト云フコトハ是ハ明カデアル、但シ花粉交媒ノヤウナ手段ヲシテ、サウシテ、種ヲ取ルト云フダケナラハソレデ宜シイカ、沖繩デヤッタ所ノ品種ヲ東北方面ノ寒イ所ニ持シテ來テ、ナル效果ヲ得ヤウト云フコトハ、是ハ難い事デアリマス、然ルニ拘ラズ沖繩縣ニ於テ試験ヲスルト云フ御答辯ダト云フコトハ、甚ダ私共ハ合點ガ行カナイノデアリマス、ドウゾ是等ニ付テ確カリシタ御答ヲ願ヒタイト思フノデアリマス(拍手)

方針ニ付キマシテハ、出來得ルダケ其方ニ
利資金ノ融通及簡易生命保險ノ積立金ノ流
用等ヲ、成ベク農村ニ多カラシムルト云フ
是ハ私ヨリ御答申サズシテ、大藏當局ヨリ
御答申スコト、思ヒマス、成程小銀行ヲ合
併シテ中央ニ之ヲ合セルト云フコトニ付キ
マシテハ、一長一短アルト思ヒマスルガ、
免ニ角モ銀行ノ合同ノ方針ヲ執ルト云フコ
トニ付キマシテハ、農村金融ト云フ問題ヲ
離レテ、金融上ノ相當ノ理由ガアツ、之ヲ
實行スルコト、存ジマスカラ、其點ニ付
テハ大藏當局ヨリ御答辯アルノガ當然ダト
信ジマス、次ニ農事講習所ノ當設如何、是
モ成程必要デゴザイマセウ、併ナガラ農村
振興ノ事ニ付キマシテハ、農事講習所ノ當
設ヲ爲スヨリモ、農事試驗場其他ヲシテ、
優良ナル農業ノ學問ト經驗ノアル人物ヲ造
ル其技術員ヲ養成シテ、而シテ之ヲ各村ノ
農會ニ配置シテ、農村ニ知識ノ普及ヲ圖ル
ト云フコトガ最善ノ方法ト信ジマシテ、大
正十五年度ヨリ農村振興費中ニ、各府縣ニ
於テ農業技術員ヲ養成スル場合ニ於テ、之
ニ對シテ相當ノ補助ヲ爲シ、尙ホ此養成ニ
依テ得ル所ノ技術員ヲ各町村ニ配置シテ、
農村ノ發達ニ資セントスル考ヲ持テ居ル
次第デアリマス、次ニ農村振興費中ノ甘藷
ノ試作及試驗ヲ、之ヲ沖繩縣デヤルノハ氣
候風土ガ異ニテ居ル關係上已ムヲ得ナイカ
ドウカ、斯ウ云フ御意見ノヤウニ思ヒマシ
タガ、是ハ御承知ノ通り沖繩縣ニ於キマシ
テハ氣候ノ關係上、甘藷ニ花ガ咲キマシテ、
テ、人工交媒ヲスル、成程沖繩ノモノヲ直ニ或
マス、即チ甘藷ノ種類ノ改良ヲスルト云フ
コトハ、沖繩縣ニ於テ種々ノ試驗ヲ爲シテ
優良ナル種類ヲ作りマシテ、之ヲ漸次各府
縣ニ配付スル、成程沖繩ノモノヲ直ニ或
東北ニ持テ來テ、是ハ適當スルヤドウカ
ト云フコトニ付キマシテハ、色ニノ試驗研
究ヲ遂ダル積リデゴザイマス、唯、此甘藷諸
ノ試驗ト云フコトハ、氣候ノ關係上沖繩ニ

○小島善作君　マダ一寸分ラナイ所ガアリ
マスカラ、少シ詳シク御伺ヲ致シタイト思
ヒマス、成程只今仰シヤル通リノモノニア
ルカモ分ラナイガ、此講習講話ト云フコト
ハ、ソレハ町村ニ於ケル所ノ技術員ヲ養成
スルノト大變ニ違ヒマス、町村ニ於ケル所
ノ技術員ヲ養成スルコトハ、ソレハ最モ善
イ事デアリマス、善イ事デアリマスガ、技
術員ヲ養成シテ、其技術員ガ必ズ戸毎ニ其
效果ヲ舉ゲ得ルコトガ出來ルカト云フト、
ソレハ當然出來ナイコトデアリマス、何レ
ノ町村ニ於テモ二百戸——少イ町村モニ
百戸、大キナ町村デハ六百戸或ハ七百戸モ
アルノデアリマスカラ、其家ニ一々此技術員
ガ廻ラテ歩イテ、一々已ノ意思ノ如ク指導
誘掖ラシヤウト云フテモ、中々是ハ出來ナ
シ事デアリマス、而シテ是ガ養成ヲ致シマ
シテモ、一年デ其養成ガ十分ニ行ク苦ハナ
イノデアリマス、デスカラ一面ニ於テソレ
ヲ行フコトハ宜シイガ、一面ニ於テ一般農
事ニ携ハル所ノ青年男女ヲシテ、農學ヲ授
ケテ、サウシテ實地ヲ教フルト云フコトガ、
所謂講習講話ト云フモノ、必要ナル所ニア
リマス、是ガ私ト少シク違フヤウデアリマ
スルガ、此點ニ付テ一寸詳シク御答ヲ頃ヒタ
イト思フノデアリマス、ソレカラ甘躊ニ付
テノ御詰ハ成程御尤、沖繩地方ニ於テ品種
ノ改良ヲスルト云フノニ付テハソレハ御尤
デアリマス、成程花粉交換ニ依ル所ノ品種
ノ改良ハ、先づ日本ニ於キマシテハ沖繩デ
ナケレバ出來マスマイ、沖繩ノ農事試驗場
ニ於テモ是ハ前年ヨリ最早ヤテ居ル事デ
アリマス、併ナカラ、之ヲ東北ノ寒イ處ヘ
持テ行フテ直ニヤル上云フコトガ、直ニヤリ得
ラル、カ否カ、是ハ私等ノ經驗ニ依レバ、
直ニ是ガ實效ヲ現ハスコトガ出來得ナイト
リマス、以上五點ニ付キマシテ御質問ノ要
項ヲ御答シタ積リデアリマス

云フモノハ、漸次寒イ方ニ及ボシテ行テ、相當ノ效果ヲ得ヤル、
其種類ヲ取テ試作ヲシタノデナケレバ、
目的ニシテモ、農家經濟ノ能率ヲ増進スル
上ニシテモ、免ニ角甘諸ト云フモノヲ東北
地方ニ栽培セシメテ見ヤウト云フナラバ、
少クモ東北地方ニ目下存在シテ居ル所ノ食糧增殖ノ
類ヲ取テ、十分ニ之ヲ研究シテ、サウシ
テ其土地ニ暫ク慣レテ居ル所ノ習慣性ヲ利
用シテ、東北地方ニ新シキ立派ナ種類ヲ拵
ヘルト云フコトガ最モ必要ナ事デアルト思
フ、然ルニ拘ラズ學理一方ノ沖繩地方ダケ
ノ所謂花粉交媒ノ效果ヲ見テ、之ヲ直ニ東
北ニ用キルト云フコトハ、甚ダ迂遠アラ
ウト思フ、是ハ單リ私ハカリデハナカラウ
ト思フ、多少ナリトモ農業ニ關係シタ知識
ヲ持テ居ル者ハ、此位ノ事ハ分ルコトデ
アルト私ハ信ズル、此點ニ於ケル私ハ當局
ノ考ガ甚ダオカシナ考デアルト思フノデア
リマスガ、モウ少シ此技術ニ付テ、東北方面
面ニ於テ、モウ少シ效果ヲ舉ゲルヤウニ忠
實ニ御研究ヲサレタイコトヲ私ハ願フノデ
アリマス

意思ハアリマセヌ、只今ノ御説ニ依レバ、
國ノ國言、輔助、吉ノ子、平絲、豊原代官

ニスルコトニ御異議アリマセヌカ
〔異議一ノニ平ヲ者ニ〕

ルト、此衆議院ノ豫算ノ先議權ヲ形式上

〔原夫次郎君登壇〕

日暮力ラノ御漫書

國力相當ノ補助ヲ出シテ、府縣ノ農事試驗場ニ於テ農業技術員ヲ養成シテモ、是ハ農家ノ各戸ニ就テ指導スルコトハ出來ナイノデハナイカト云フ。御意見ノヤウデゴザイムベシタガ、各村一人ヅ、位ノ技術員ヲ成ルべ

〔二異議ナシト叫ブ者アリ〕
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ其通りニ致シマス——日程第
二十七、議院法中改正法律案ノ第一讀會ノ
續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、山口
義一君

ク配當致シマシテ、成ベク各戸ニ就テ深切
丁寧ニ指導獎勵ノ任ニ當ラシメタイト思
テ居ル積リデアリマス、而シテ常設講習所
ノヤウナセノヲ置クヨリモ、現在ノ各府縣
ニ在ル所ノ縣立ノ農學校ヲ相當ニ利用致シ
マスレバ、漸次農民ノ總テノ階級ニ向テ農
業教育ノ普及ガ出來ルト信ジテ居リマス、
現在ノ所デハ小島君ノ御意見ノヤウニ、國
費ヲ以テ常設ノ講習機關ヲ設ケルノ考ハ
持テ居リマセヌ

第二十七 議院法中改正法律案（政府提出）
第一謝會ノ續（委員長報告書）
報告書

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮り致シマス、第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔別紙〕
衆議院議長柏谷義三殿
（政府提出）委員長
黒住 成章

シタ
〔異議ナシ〕ト呼べ者アリ
○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認
メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマ

〔別紙〕
（小字及一八委員會修正）
議院法中左ノ通改正ス
二

○作間耕逸君直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通リ可決セラレントヲ望ミマス

第四十條ニ左ノ一項ヲ加フ
豫算案カ貴族院ニ移サレタルトキハ豫
算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ
二十日以内ニ審査各議院ニ呈上ス

○副議長（小泉又次郎君） 御異議ナイト認
メマス、直ニ一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議
題ト致シマス

リ十一日以内ニ審査ヲ終リ詩院ニ轉告スヘシ
停會ノ日數ハ審査期間ニ算入セズ
〔山口義一君登壇〕

教育改善及農村振興基金特別會計法中

第一語會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガアリ
リマセヌ、第三請會ヲ省略シテ委員長報告
通り可決確定致シマシタ。——日程第二十

タガ、豫算先議權ヲ付テ此貴族院ノ豫算
ノ審査期間ニ制限ヲ設ケルト云フコトニナ
ルト云フ、衆議院ノ豫算ノ先議權ヲ尊重
シナイト云フコトニナリハシナイカト云フ

案ノ第一計画會ノ総会開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長堤清六君——堤君ハ御著席ガナイヤウデアリマスカラ、本案ハ一時廻シ

ヤウナ御質問デゴザイマシタガ、ソレニ對シテ政友會ノ提出者ノ方ヨリ、ソレハ却テサウデハナイノデアッテ、貴族院ノ豫算第壹査會期間ノ制限ヲ附セナイト云フコトニナ

官報號外

大正十五年三月十六日

衆議院議事速記錄第三十號

第一讀會ノ經(委員長報告)

書ヲ御配付ニナリ、又政友會案ニ付テハ「右此段及報告候也」斯ウ云フ虛偽ノ報告書ヲ吾々ノ方へ御配付ニナシタノデアリマス、ソコデ私共ハ委員一人トシテ、委員長ガ何故斯ノ如キ虚偽ノ報告書ヲ吾々ニ配付致シタカト云フノデ、疑ヲ懷イテ居リマシタ、所ガ去ル本會議ニ——四五日前ノ本會議ニ、此政府案ト議員提出案ト兩方ガ日程ニ上づテ居ツタノデアリマス、所デ議長ハ宣言シテ曰ク、此政友會案ノ方ハ委員長カラ撤回ヲ求メラレタ故ニ、此日程中カラ之ヲ省クト云フコトニナシテ、今日ノ此日程ニ於テモ、政府案ダケガ此日程ニ上づテ居ルノデアリマス、ソコデ私ハ疑フ生ズルノハ、私ハ斯クマデニ二月十六日ノ此本會議ニ於テ、當然斯ワ云フ結果ニナルノデアルカラ、全然同一案デアル所ノ此法案ハ、政友會案ノ方ヲ撤回シテ然ルベキデアルト云フコトヲ申シタノニ拘ラズ、之ヲ撤回セズ、此兩案共委員會ニ付託セラレテ、委員會ノ討論ノ際ニ於テモ、私ハ特ニ注意ヲ致シタニ拘ラズ、其注意モ受ケナイデ、斯ノ如ク委員會デハ譯ノ分ナナイ結果ヲ來シタノデアリマス、一體此衆議院規則ヲ見マシテモ、明ニ此五十六條デアリマス、五十六條ニ於テハ、委員會ノ付託ヲ受ケタル議案ガ審査ガ終ツタ場合ニ於テ、初メテ之ヲ報告スベキ義務ガアルノデアル、兩案一括シテ、同一条款案ガ同時ニ委託ヲ受ケテ、而シテ其審査ガ未ダ兩者共ニ終局シナイ場合ニ於テ、一方ヲ報告シ一方ヲ報告セザルト云フコトハ、マルデ此議院規則ヲ無視シタルモノデアルト謂ハナケレハナラヌト思フノデアリマス（拍手）是ハ恐ラクハ政友會譲君案其モノダケラ此所デ報告スルト云フコトハ、僅カナコトニ固執ヲ致シテ、政府案ト下ラナイ競争ヲ爲シタ結果、斯ノ如キ自縛ノ結果ニ陥ツタモノデアッテ、今日政府アリマス（拍手）是ハ恐ラクハ政友會譲君案其モノダケラ此所デ報告スルト云フコトハ、一體何タル事デアリマスカ、私が伺ヒタイノハ、此要點ヲ摘ンデ御伺スルナラバ、

長カラ政友會案ノ報告ヲ撤回スルト云フコトハ、是ハ出來ナイ、議院規則ニ於テハ、報告ナルモノハ委員會デ特ニ口頭ヲ以テ報告スベキコトヲ決議ヲシナイト云フト、必ズ文書ニ依ツテ先ツ議長ノ手許ニ報告致サナカレバナラヌ、議長ノ手許ニ文書ヲ以テ報告スルコトニ依ツテ、議長ハ之ヲ日程ニ掲ゲルノニアリマス、然ルニ拘ラズ、黒住委員長ハ曩ニ口頭ヲ以テ此報告ヲ撤回致シ、而シテ議長ハソレヲ日程カラ削除致シタノデアル、此手續ガ甚ダ間違、夕手續デアッテ、衆議院規則上許スベカラザルコトニ屬スルノニアリマス、況ヤ黒住委員長カ此政友會ノ議案ニ對シテ、斯ノ如キ虚偽ナル報告ヲ議院ニ致スト云フコトハ、以テノ外ノ事デアルト思フノニアリマス、一體斯ノ如キ場合ニ於テハ、此事務局ニ於テモ大ニ注意致サレナケレバナラヌコトデアッテ、黒住委員長ノ如キ、此議院法若クハ委員會ノ典例ニ通ゼザル所ノ委員長ニ對シテハ(「何ヲ言シテルノダ」ト呼フ者アリ)事務局ニ於テ宣シク是ガ指導ヲ爲シ、斯ノ如キ間違タル報告ヲ爲シタル場合ニ於テハ、議事課ニ於テモ、ソレド専門家ガ注意ヲ致サナケレバナラヌコト、思フノニアリマス、サウデナイトスルト、若シ吾々ノ如キ委員が居ナカツタナラバ、マルデ滅茶々々ナ報告ヲ爲スコトニナル、仍テ是ガ經過ニ付テ委員長ノ答辯ヲ伺フト同時ニ、議長ハ何故ニ斯ノ如キ手續ヲ執タノアルカト云フコトヲ、御団致シテ置ク次第アリマス(拍手)

案ヲ先ニ決定シタノデアリマス、ソコテ政府案ガ先ニ決定致サレマシタル以上ハ、全ク内容一字一句異ニ致シテ居ラヌノデアリマスルカラシテ、既ニ政府案ガ今日此所ニ云フモノハ、委員會ニハ残^テ居リマスケレモ、全ク内容ガ同ジデアルカラシテ、是ハ審議不要ト云フコトニナッテ是ハ決定ヲスル必要ハナイ、斯^ウ云フコトニナッテ居リマスカラ、委員長黒住君ノ手續ハ少シモ誤^テ居ナイト云フコトヲ、私ハ茲ニ御報告ヲ致シテ置キマス
〔原夫次郎君登壇〕
「好イ加減ニセヨ」ト呼ヒ又拍手スル者アリ
○原夫次郎君　好イ加減ニシテモ宜シノデアリマスケレドモ、是デハ手續上運ブコトガ出来ナイデハアリマセヌカ、ソンナ滅茶々々ナ議院政治ト云フモノハアルモノデナイ——委員會ノ經過ハ斯ノ如キ次第デアリマス、即チ砂田委員ノ動議ニ御異府ノ原案ニ修正ヲ加ヘタイト思フノデアリマス、ソレハ原案ノ次ニ今一項ヲ更ニ附加ヘタイト思フノデアリマス」云々、ソコデ黒住委員長ハ「只今ノ砂田委員ノ動議ニ御異議アリマセヌカ」「異議ナシ」ト云フコトニナシテ、ソレカラ黒住委員長ガ「ソレデヘ直ニ討論ニ入りマス、ドウゾ討論ヲ願ヒマス」ソコデ砂田君ガ其修正意見ヲ述べラレ、黒住委員長ガ「原案及修正案ニ對シテ討論ハアリマセヌカ」「原委員、今ノ修正案ハ政府案ニ對シテダケノ修正デ、政友會案ニ付テハ修正ハシナイ譯アリマスカ」此問ニ對シテ「黒住委員長、委員長ハサウ^テ聽取リマシタ」「原委員、修正者ニ承リタイノデアリマス、是ハ委員長ノ解釋アリマス」ソコデ案ヲ矢張支持セラレルノデアリマスカ、ドウゼスカ「黒住委員長、支持スルノデアリマス、是ハ委員長ノ解釋アリマス」ソコデガ、先程ノ砂田君ノ修正案ハ政府原案ニ對シテ修正ヲ爲スト云フ案テアタノデアリ

マスカ、政友會案ニ付トテノ修正案ニナラナイノデ、原案ノ儘ト云フコトニ了承シテ差支ナイノデアリマスカ、是ハ重要ナル點デアリマスカラ念ノ爲ニ御伺致シマスガ、若シサウデアルトスルナラバ、是ハ何故デアルカト云フコトヲ伺シテ置キマス之ニ對シテ「砂田委員、吾々ハ成ベク時茲ニ提案ヲサレテ居リマシテ、委員長ハ矢御質問ガアリマシタカラ御答致シマスガ、御承知ノ如ク政府案ト議員案トノ同一案ガ御承認同一案アル政府案ガ先ニ決定サレ張友會案ニ付テ採決ヲサレルモノト考ヘマス、隨テ其結果ハ本會議ニ於キマシテモ原案ト同一案アル政府案ガ先ニ決定サレマスナラバ、議員ノ提出シマシタ案ハ當然廢案ニナルモノト考ヘマス」ソコテ「原委員、私ハ只今ノ修正ニ反対スルノミナラズ、政府原案ニモ反対スルノデアリマスガ」ト云フコトデ議論ヲ進メタノデアリマス、斯ノ如キ次第デ、砂田委員ノ考デハ、兩案共ニ本會議ニ上程セラレテ、本會議ニ政府案ガ自然消滅スルモノト云フ意見デ、委員會ダケハ矢張兩方共討論並ニ採決ヲシナケレバナラヌモノト云フ考デアッタノデアリマス、ソコデ結果ハ此修正案ニ對シテダケ色、色計議贅否ノ兩論を行ハレマシテ、亞デ「黒住委員長、討論終結ト認メテ宜シウゴザイマスク」「異議ナシ」ト言フ、ソコデ「黒住委員長、左様ニ致シマス、採決ヲ致シマス、而シテ議院規則ニ依ルト云フト、是ダシマス、散會致シマス」斯ウ云フコトニナシテ、政友會案ナルモノハ未ダ採決ヲ經デシテ、委員會ニハ繼續シテ居ルノデアリマスマスク」「異議ナシ」黒住委員長、左様ニ決マスカ、尙ホ先程山口君ノ御答辯中、ケ一括シテ委託サレタモノガ、審議未了デアル場合ニ於テハ、政府案ノミ單リ茲ニ上程スルト云フコトハ、議院規則ニ反スル何故ニ此虛偽ノ報告ヲ致スコトデアルカト云フ點ニ付テノ御答辯ガナカツノデアリ

質問デゴザイマシタ、是ハ煙草元賣捌人ヲ
指定サレマストキニ、其元賣捌人ノ立場ガ
與黨的關係デアルナラバ、頗ル是ガ寛大ニ
取扱ハレル、若シソレガ反與黨的ノ關係ニ
在ル人デアルナラバ、或ハ之ヲ苛酷ニト云
フデモアリマセヌガ、頗ル不便ガ多イ、之
ニ對シテハ政府ハ如何ナル方針デ御定メニ
ナテ居ルカ、斯様ナ御質問デアリマス、
其次ニ政府ノ與黨ノ販賣人ニ對シテ、常ニ
政府ノ鼻息ヲ窺フテ、往々ニシテ一般公平デ
ナイ嫌ガアルガ、之ニ對シテ政府ハ何カ内
訓的ノモノヲ發シテ、左様ナ場合ニ於テハ
參與官カラ特ニ御答辯ガゴザイマシタガ、
政府ガ與黨ニ好惡ヲ持テ居ル者デモナケ
レバ、或ハソレニ許可スルト云フヤウナコ
トハ絶對ニアリマセヌ、殊ニ私共ガ在野黨
當時ニサウ云フコトヲ屢々聞キマシテ、隨
分ソレヲ攻撃シタコトモアルノゴザイマ
スケレドモ、實際ニ其局ニ當レバ、左様ナ
事ハ中止出來ヌノデアル、斯様ナ明カナル
御答辯デゴザイマシタ、殊ニ内講ヲ發スル
云々ト云フコトデアリマスケレドヒ、此事實
ノ應答ガ社會ニ發表セラレルナラバ、寧ロ
内講ヲ發スルノ必要モナイヤウニ感ズル、
此方ケ却テ效果アルヤウニ感ズルカラ、左
様ニ御承知ヲ願ヒタイ、斯様ノコトデゴザ
イマシタ、尙ホ又御説明ガアリマシタノ
ハ、煙草元賣捌人ハ三箇年ノ契約デアリマ
シテ、現在ハ四百四十二名アラル、サウデ
ゴザイマス、而シテ其更迭ノ當時ニハ多クナ
ト雖モ、前經營者ヲシテ之ヲ爲サシムルト
之ヲ事務的ニ考ヘテ、其人ノ人格トカ、或
ハ經驗トカ、若クハ資産狀態トカ云フヤウ
ナモノヲ參照致シマシテ、成ベク更迭ノ際
スルニ更迭ノ際モ多キハ七名、若クハ十二
名、即チ二十分ノ一位ノ程度以下ニア
ル、斯様ノ御答辯デゴザイマシタ、其第三

點ハ、是ハ一部ニ若干ノ延義者ガアルヤウニ思ハレマスカラ、特ニ御報告ノ中ニ加ヘテ置キタイノデアリマス、煙草値段引上ノ際ニ、元賣捌人ノ手持品ヲ賣下値段當時ノ値段、即チ前値段ヲ以テ賣ラセナカッタノハドウ云フ譯デアルカト云フ御質問デアリマス、之ニ對シテ政府ノ御答辯ハ、最近ニ於テ十一月七日ニ突然値上ヲ致シタノデアリマスガ、此政府ノ値上ハ絕對ニ祕密ノ方針ヲ執テテナリマスル故ニ、何レニモ漏レル、何レニエ相狀ヲスルト云フコトガ無イノデアフテ、是カ亦斯様ニシナケレバ色ニノ弊害ガ其間ニ生ズル、斯様ナ御答辯デゴザイマス、殊ニ賣捌値段ヲ先值ニシテ置カナカタノハドウ云フコトカト云フ御問ニ對シテ、ソレハ法律ニ、煙草ハ定價ヲ以テ販賣ス、是ガ明ニナリテ居リマシテ、此定價ヲ、例へば敷島十五錢ノ定價ヲ改正致シマシテ十八錢ト致シマスレバ、即チ定價ガ十八錢デアリマスルカラ、法律上如何トモ致方ガナイノデアル、又實際ノ取扱カラ見テ煙草製造業者ニ利潤ヲ均霑セシムル意思ハ甚ダ困難デアルカラ、ソレハ到底出來ナイカ、即チ煙草ヲ値上シタルト同時ニ、賠償價額ノ値上ヲスルコトヲ御考ニナラヌ事デアルト云フ御答辯デアリマス、其第四カト云フ御質問デアリマス、之ニ對シマシテ政府ノ御答辯ハ、煙草賠償價額ノ引上三付テハ、十三年度ニモ十四年度ニモ値上ナシテ居ル、要スルニ其時ノ實際經濟社會ニ鑑ミテ、其賠償價額ヲ定ムルモノデアル、而シテ其定ムルニ當リマシテ第一ニ生産費ヲ考ヘマス、第二ニハ其地方ガ其耕作ヲ爲ス代耕物ノ實況ヲ考ヘマス、第三ニ生産量シテハ、是ハ作ル人ハ非常ニ不利益スルノデアリマス、殊ニ產額ガ少ワゴザイマスカラ、之ニハ一番割ノ好イ方法ヲ以テ賠償價額ヲ定メテ居ル、中等葉ハソレニ次ギ、下

カラ、賠償價額ハ成ベク生産費ヲ基準トシテ定メテ居ルカラシテ、全直ニ稅金ヲ値上シタルが故ニ、此葉煙草ノ賠償價額ヲ値上スルト云フコトハ、直ニ實行シ兼ルト云フ御答辯デアリマシタ、其第五點ハ、曹達灰工場ニ對シテ、鹽供給ニ關シテ圓滑ニオヤリニナル御考ハナイカト、斯様ナ御質問デアリマシタ、曹達灰ハ申バマデモナク總アシテ此曹達灰ヲ製造致シマスルニ、曹達灰百斤ヲ製造スルニ鹽百五十斤ノ原料ヲ要スルト云フ位、密接ナル鹽トノ連絡關係ガアルノデアリマス、ソコテ政府ノ御答辯ハ、曹達灰工業者ニ對シマシテ、殆ド專賣制度ヲ考慮外ニシテ居ル、彼等ノ自由輸入ニ任シテ居ル、世界何レヨリ買入ル、モ自アルノデアリマス、ソコテ政府ノ御答辯ハ、曹達灰工業者ニ對シマシテ、殆ド專賣一旦專賣局ニ買入レタ形式ニハスルケレドモ、直ニソレ同様ノ價額ヲ以テ其當人ニ賣下ヲ致スガ故ニ、專賣局ハ唯、帳簿上附替ヲスルニ止マル、當業者ニ對シテハ何等不便ヲ與ヘテ居ラヌ、斯様ノ御聲明デアッタノデゴザイマス、其第一點ハ我國ノ鹽價ヲ低落セシメ、國民ノ負擔ヲ輕減サレテハ如何デアラウカト云フ質問デアリマス、現在我國ノ鹽ノ価段ハ世界各國ニ標準ヲ設シマスト、米國ハ「ソルトレーキ」ト云フヤウナ天惠ヲ持テ居リマス、英國ハ「チャシヤイヤ」ノ鹹潮ト言ハレ、殆ド水ヲ汲取レバ直ニ鹽トナルト云フ天惠ヲ持テ居リマス、獨逸ハ「シレシャ」ニ古鹽ノ礦山ヲ持テ居リマス、殆ド石炭ヲ掘ルト同様ニ岩鹽が出来る、何レノ國モ其販賣價額ハ日本ノ約十分之二位ナルノデアリマス、即チ日本ニ於テハ百斤約ニ圓六十錢位ノ標準デアリマスガ、是等ノ各國ニ於テハ五十錢位ノ範圍ノ總賣上ガ約四千五百万圓アルノデアリマス、之ニ對シマシテ若シ世界的ニ此政策ヲ解放致シマシテ、世界ノ鹽ノ產地ヨリ安キスルト云フコトハ、直ニ實行シ兼ルト云フ

優ニ國民ノ負擔ノ一千五百万圓アリ元人ノ
デアラウト思フ、其差額三千万圓ハ、無形ノ
形式ニ於テ國民ガ負擔シテ居ルノデアリマ
ス、之ニ對シテ政府ノ御答辯ヲ伺ヒマシタ所
ガ、現在ノ鹽田ヲ直ニ廢棄シテシマフテ、面
シテ一億圓ノ價値ヲ有スル鹽田ヲ消滅セシ
ムルト云フコトハ、政府ノ方針トシテハド
ウ云フモノデアラウカ、是モ考へナケレバ
ナラヌ、併ナガラ大正八年ニ於テ臨時財政
經濟調査會ノアリマシタ時ニ、其調査會ニ
鹽ノ自由供給ニ關スル根本方策如何ト云フ
コトヲ詰問ニナリマシタ、其調査會ニ於テ
頗ル慎重ニ審議サレマシテ、先づ現在ノ方針
ヲ以テ進ムナレドモ、漸次外國ヨリ、或ハ
其他ノ日本ノ領地ヨリ之ヲ取入レテ緩和ス
ルコトモ亦一ツノ方法トシテ考慮シナケレ
バナラヌ、即チ現在ノ鹽ハ増サナイケレド
モ、多ク必要ニ應ジテ世界ヨリ安イ鹽ヲ持
テ來ル、斯様ナ事デゴザイマシタ（好イ加
減ニシロ）「簡單々々」「ヤレ～」ト呼フ者
アリ

ルノデアリマス、而シテ此益金ト申シマス

一億五千二百何万圓ノ金ハ、其年度末ニ於

テ一般會計ニ繰入レナケレバナラヌノダサ

ウデゴザイマシテ、其必要上是非共今回ノ

法律改正ニ依リマシテ、其資金ノ運用ヲ圖

リタイト云フコトデ、此法律ヲ改正スベキ

必要ガ生ジタノデゴザイマス、委員會ニ於

キマシテハ、以上ノ實況ニ鑑ミマシテ、原

案ヲ可決致シマシタ次第ゴザイマスガ、

何卒本會ニ於キマシテモ、速ニ可決確定ア

ランコトヲ希望致ス次第アリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開

クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ第一讀會ヲ開クコトニ決シマ

シタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り

可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會

ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

明治三十八年法律第十七號中改正法律

案專賣局據置運轉資本補足ニ關スル件

(拍手)——日程第二十八、東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告

(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公

債發行ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

大正十五年三月八日

東濃鐵道株式會社所屬
鐵道買收ノ爲公債發行

ニ關スル法律案委員長
大津淳一郎

衆議院議長柏谷義三殿

〔大津淳一郎君登壇〕

○大津淳一郎君 東濃鐵道株式會社所屬鐵

道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、此案

ノ審查特別委員會ノ結果並ニ經過ヲ御報告

申上ダマス、此案ハ鐵道敷設法中改正法律

案ノ審查特別委員會ニ併セ付託サレタ案デ

ゴザイマシテ、其審査ヲ先ニ付託セラレタ

案ノ審査、並ニ速記ノ都合ニ依テ大分延

引ヲ致シタノデアリマス、去ル五日ニ第一

回ノ審査委員會ヲ開いて、委員數人ヨリ政

府ニ向テ質問應答が細大漏サズアツノ

デアリマス、ソレハ財政、經濟、產業發達

等各種ノ質問デアリマシタガ、早ク既ニ速

記錄ガ諸君ノ手ニアリマスカラ、別段其趣

意ハ申上ダマセヌ、ソレカラ翌々八日ニ討

論ニ入リマシテ、政府ノ説明ヲ是ナルモノ

ト信ジテ委員一致デ可決セラレマシタ、此

段御報告申シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會

ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ委員長報告通り可決確定致シマシタ

(拍手)——日程第二十八、東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會(確定議)

報告書

一東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公

債發行ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

(拍手)——日程第二十九、商事調停法案ノ
第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求
メマス——委員長高木益太郎君

第二十九 商事調停法案(政府提出)

衆議院議長柏谷義三殿

〔大津淳一郎君登壇〕

○大津淳一郎君 東濃鐵道株式會社所屬鐵

道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、此案

ノ審查特別委員會ノ結果並ニ經過ヲ御報告

申上ダマス、此案ハ鐵道敷設法中改正法律

案ノ審查特別委員會ニ併セ付託サレタ案デ

ゴザイマシテ、其審査ヲ先ニ付託セラレタ

案ノ審査、並ニ速記ノ都合ニ依テ大分延

引ヲ致シタノデアリマス、去ル五日ニ第一

回ノ審査委員會ヲ開いて、委員數人ヨリ政

府ニ向テ質問應答が細大漏サズアツノ

デアリマス、ソレハ財政、經濟、產業發達

等各種ノ質問デアリマシタガ、早ク既ニ速

記錄ガ諸君ノ手ニアリマスカラ、別段其趣

意ハ申上ダマセヌ、ソレカラ翌々八日ニ討

論ニ入リマシテ、政府ノ説明ヲ是ナルモノ

ト信ジテ委員一致デ可決セラレマシタ、此

段御報告申シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會

ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ委員長報告通り可決確定致シマシタ

(拍手)——日程第二十八、東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會(確定議)

報告書

一東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公

債發行ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

(拍手)——日程第二十九、商事調停法案ノ
第一讀會ノ續ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

第二十九 商事調停法案(政府提出)

衆議院議長柏谷義三殿

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

付託シタル議案ナルニ依り、一括議題トナ

スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ日程第三十、大正十二年勅令

第四百五號廢止法律案、日程第三十一、大

正十四年法律第三十五號中改正法律案ヲ一

括シ、其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報

告ヲ求メマス——委員長櫻内幸雄君

第三十 大正十二年勅令第四百五號廢

止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政

府提出、貴族院送付)

第三十 大正十二年勅令第四百五號廢

止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出、貴族

院送付)

第三十 大正十二年勅令第四百五號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出、貴族院送付)

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會

ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

第二十九 商事調停法案(確定議)

衆議院議長柏谷義三殿

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

付託シタル議案ナルニ依り、一括議題トナ

スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ日程第三十、大正十二年勅令

第四百五號廢止法律案、日程第三十一、大

正十四年法律第三十五號中改正法律案ヲ一

括シ、其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報

告ヲ求メマス——委員長櫻内幸雄君

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政

府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會

ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

第二十九 商事調停法案(確定議)

衆議院議長柏谷義三殿

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

付託シタル議案ナルニ依り、一括議題トナ

スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ日程第三十、大正十二年勅令

第四百五號廢止法律案、日程第三十一、大

正十四年法律第三十五號中改正法律案ヲ一

括シ、其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報

告ヲ求メマス——委員長櫻内幸雄君

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政

府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會

ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

第二十九 商事調停法案(確定議)

衆議院議長柏谷義三殿

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略

シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

付託シタル議案ナルニ依り、一括議題トナ

スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ日程第三十、大正十二年勅令

第四百五號廢止法律案、日程第三十一、大

正十四年法律第三十五號中改正法律案ヲ一

括シ、其第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報

告ヲ求メマス——委員長櫻内幸雄君

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政

府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

第三十 大正十二年勅令第四百

號廢止法律案(暴利取締令廢止ノ件)(政府提出)

デアル、故ニ、受益者ガ之ニ要スル費用ヲ負担スルト云フコトガ、寧口公平ノ處置デ

ジ、十分ナル注意ト努力トヲ拂ハレタシ

アツ、一部分ノ者ノ利益ニ要スル費用ヲ、國家ノ費用全體ヲ以テ負擔スルト云フコト

ハ、寧口當ヲ得テ居ナイ、斯ウ云フ一點、從來ノ検査ハ保護獎勵ノ時代デアツ、故ニ無手數料デ成ベク検査ヲ受ケシメルト云フ方針デアツ、アリマスケレドモ、最早當業者ニ於テ十二分ノ進歩ト、又鞏固ナル基礎ヲ有シテ居ル今日ニ於テハ、格別多額ニモ要セザル手數料ヲ徵收スルト云フコトハ、寧口然ルベキ事デアル、是ガ二點、第三點ハ蠶絲業上ニ付テハ今後尙ホ全般ニ亘テ國家トシテ經營スベキ事業ガ非常ニ多い、唯、經費ノ關係上其實現ヲ見ナインヲ遺憾トシテ居ルノデアル、然ルニ本検査ノ如ク一部當業者ヲ利スル費用マデヲモ全體ノ國費ヲ以テ支辨スルト云フコトニナレバ、色々他ノ事業ノ施設ヲ促進スルコトノ障礙トナル、之ヲ反對ニ言換ヘレバ、一部業者ノ利益ニスル費用ト云フモノハ、其當業者ノ負擔ヲ以テ支辨スル、サウスレバ其處ニ消極的ニハ國費ノ上ニ餘力ヲ生ズルカラ、一般的ニ事業ノ施設ヲ促進スル強イ動機トモナルト云フ點デアリマス、是等ノ論議ノ後ニ、委員ノ中カラ二ツノ希望ヲ提出致サレタノデアリマス、其希望ノ第一ハ「最近生絲輸出業者ヨリ製絲業者ニ對シ生絲取引ニ關スル數個ノ要求ヲ提出シテ居ル、是ハ製絲業者ニ取りテハ頗ル重大ナル關係ヲ有シ、延イテ生絲取引ノ圓滿、輸出貿易ノ消長ニモ多大ノ打擊ヲ加ヘ、本法施行ノ成果ヲモ減殺スルノ虞ガアル、此事柄ハ延イテ養蠶業者ニモ亦同様ノ影響ヲ及ボスモノト信ス、從テ此問題ハ本法施行前ニ於テ圓滿且自由ナル解決ヲ了シシムル必要ガアルカラ、政府ハ是等ノ關係ヲ十分ニ考慮シテ、本法ノ施行ヲ大正十六年一月一日以後ニ於テセラレタ」ト云フノガ一箇條、第二箇條ハ「製絲業者ガ輸出業者ニ掣肘セラレルカ、政府ハ是等ノ問題デアツ、製絲業者重ナル點ハ資金ノ問題デアツ、製絲業者ノ資金運用ノ如何ハ又直ニ養蠶業者ニモ至大ナ影響ヲ有ス、依テ政府ハ將來一層製

者ノ期待シテ居ル所ノ方法ト大ナル相違ガアルノデアリマス、其相違致シテ居ル點ハ、申ス迄モナク當業者ノ期待致シテ居タ所ハ、此正量検査ヲ内地ニ實施致シマスト同時ニ、海外ニ其效力ヲ及ボス、海外ノ取引モ拘束スルト云フコトニアツノデアリマス、然ルニソレハ當業者ノ期待ガ大ニ裏切ラレマシテ、唯、内地ニ實施スルノミデアツ、當分ノ内ハ海外ニ及ボサナイ、而モソレハ内地ニ實施シマシテモ、其商品ニ對シテハ検査所ノ封印ヲ附ケナイ、封印ハ任意デアル、斯様ナ次第デアリマス、是ニ於テ政府ハ此正量検査、正量取引ヲ實施スルト云フコトニナレバ、當業者ハ水分上ニ於ケル所ノ莫大ナル利益ヲ得ル、假ニ之ヲ計敷ニマスクカラ、第二讀會ニ於テ其報告ヲ許スコトニ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○副議長（小泉又次郎君）御異議ナイト認レントコトヲ望ミマス

（「異議ナシ」「異議ナシ」下呼フ者アリ）

○副議長（小泉又次郎君）作間君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

（「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○副議長（小泉又次郎君）此際少數意見ノ報告ヲ求メ、隅田豊吉君ノ辯明ヲ求メマス

（「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○副議長（小泉又次

——即チ大ナル犠牲ヲ拂^シテ居ル者ニ手數料ヲ徵收スルト云フコトハ不條理デアル、是ハ政府ノ意見ト吾々修正論者ノ意見ト根本ニ於テ相違致シテ居ル所ノ第一點デアリマス、ソレカラ第二點ト致シマシテハ、些末ノ點デアリマスガ、政府當局ノ意見ハ此検査ノ手數料ト云フモノハ極メテ僅少ト金デアル、之ヲ原價ト比較シテモ極メテ少額ノモノデアル、斯様ニ申サレルノデアリマスケレドモ、段々研究ヲ致シテ居リマス内ニ、其金額ハ決シテ少額ナイト云フコトヲ發見致シタノデアリマス、之ヲ詳シク申述べマスト長キ時間ヲ要シマス、是ハ委員會ニ於テ相當論議セラレテアル問題デアリマスカ故ニ、委員會ノ速記録ニ譲ル次第デアリマス、ソレカラ第三ノ點ト致シマシテハ、政府ノ今回検査ヲ強制シテ手數料ヲ徵收スルコトニナリマシタ理由ノ一ツトシテ、從來生絲貿易ノ商取引ニ於テ行ハレテ居リマシタ所ノ習慣ノ中ニ、荷掛金ト致シテ相當ナル金ヲ製絲家ガ拂^シテ居ルノデアル、即チ一俵ニ付テ約九十錢ノ金ヲ拂^シテ居ノデアル、故ニ此検査ノ手數料ハ結局製絲家ノ負擔トナルト致シマシテモ從來ノ荷掛金ヲ廢スルコトニナルノデアルカラ、ソレト相殺スレバ決シテ苦痛トナラナイ、製絲家ノ負擔トナラナイ、斯様ニ申サレルノデアリマス、所デ此荷掛金ト申シマスノハ、生絲貿易ノ上ニ於テ看貢料ト俗ニ申スモノデアリマシテ、此看貢料ナルモノハ横濱ニ於テ生絲貿易が開始サレマシテカラ以來ノ、數十年ニ亘^シテノ因襲ヲ成シテ居ルモノデアリマス、吾々モ常ニ其不合理不條理ナルヲ認メテ居ル者デアリマスルガ、永キ商習慣ヲ有スル所ノ此看貢料ハ、果シテ政府當局ノ意見ノ如ク、今回ノ正量検査ノ實施ニ依テ廢止ニナルカ否カ、是ハ大ナル疑問ト致サナケレバナラズノデアリマス、ソレカラ、斯様ニ申サレテ居ルノデアリマスルガ、是モ色ニ此法案ニ對シテ審議應答ヲ致

シテ居ル中ニ、決シテ左様ナ了解ガ當業者ノ間ニ成立テ居ラナカタト云フコトガ明瞭ニ相成、タノデアリマス、更ニ最後ニ、極メテ本案ニ對シテ重大ナル問題トシテ、是非諸君ノ御清聴ヲ煩ハサナケレバナラヌ問題カ残ニテ居ルノデアル、ソレハ何デアルカト申シマスルニ、政府ノ蠶絲業ニ對スル根本政策ニ觸ル、問題デアリマス、今委員長モ報告セラレマシタル如ク、政府ハ從來蠶絲業ハ相當幼稚ナ時代デアッタ、故ニ保護獎勵ヲ加ヘテ既、検査ノ手數料ノ如キモ任意検査デアッタガ故ニ、徵收ヲ致シテ居ラナンダ、併ナガラ既ニソレハ相當發達ヲ致シテ居ル、基礎モ鞏固ニナッテ居保設獎勵ヲ加ヘテ既、検査ノ手數料ノヲ加ヘナケレバナラヌ事業モ存シテ居ルモノデアルカラ、此検査ニ要スル所ノ費用ハ、手數料ヲ徵收シテヤラナケレバ、到底實行ル、他ニ色ミナ事業デ相當保護ヲシ、獎勵ヲ加ヘナケレバナラヌ事業ニ申サレテ居ルノ共ハ絶對ニ政府ト所見ヲ異ニ致シテ居ル者デアリマス、其理由ハ御承知ノ通り、此我ガ蠶絲業ハ政府ノ御意見ノ如ク、成程幼稚ノ時期ヲ脱シテ居リマス、人間ニ醫ヘレバ既ニ幼年時代ヲ過ギテ青年時代ニナッテ居ル、併ナガラ其青年ノ時代ニハ相成シテ居リマスガ、ソレハ病人デアリマス、而モ大病人ニナッテ居ルノデアリマス、諸君、近來我が内地ニ於テノ勞銀ノ昂騰、物價ガ騰貴シテ今日安クナライコト、斯様ナモ稚ノ時期ヲ脱シテ居リマスルが、猪如何ニ之ヲ改良シ、如シテ居ルノデアルカラ、何等保護獎勵ヲ加ヘテ居ル、政府ハ本員ノ蠶絲業ノ根本政策ニ對フル必要ハナイト申サレルノデアリマスルハ何等觸レテ居ラナイ、觸レテ居ラナイヨ造テ廉ク賣ル、斯様ニ言ハレテ居ルノデアリマスルガ、猪如何ニ之ヲ改良シ、如シテ居ルノデアルカラ、何等保護獎勵ヲ加ヘテ居ルノミナラズ、左様ニモウ既ニ青年ノ域ニ對フル必要ハナイト申サレルノデアリマスルガ、吾々ハ左様デハナイ、内ニ勞銀ノ騰貴、外ニハ人造綢絲ノ需要カ盛デアッテ、政府當局トシマシテハ、人造綢絲ハ唯、綿織

物ナリ、毛織物ノ需要ノ領分ヲ侵スノミデアルト言ヒマスケレドモ、決シテ左様デハナシ、大ニ我ガ蠶絲業ノ領分セ候シテ居ルモノデアリマス、斯様ナ次第デアリマスガ故ニ、決シテ今日ノ蠶絲業ト云フモノハ、何等保護獎勵ヲ加ヘズシテ、其儘抛テ置クト云フコトハ出來ナイノデアリマス、諸君、現内閣ノ諸公ハ常ニ此壇上ニ於テ、我ガ國力ノ充實ハ貿易ノ振興デアル、貿易ノ振興ハ輸出ノ獎勵デアルト云フコトヲ、屢々絶叫セラレテ居ルノデアル、本貢モ亦同様ノ意見ヲ持テ居ル者デアル、併ナガラ輸出ノ獎勵ニ於テ、輸出貿易品ノ大宗タル、即チ大正十四年ノ統計ヲ見マシテモ、輸出總額二十五億有餘万圓ノ中ニ於テ、其四割以上、即チ八億八千万圓ノ巨額ヲ算スル所ノ此生絲貿易ヲ開拓シテ、何ノ輸出獎勵ガアリマセウ、政府ハ此蠶絲業ハ既ニ發達シテ居ル、基礎ガ鞏固ニナフテ居ルト言フガ、今日全國ノ蠶絲家ノ悲慘ナル狀況ヲ一度見マシタナラバ、左様ナル冷酷ナル批評ガ果シテ眞實ノ政府ノ意見トシテ御説明ニナレマセウカ、私ハ其點ニ付テ政府ノ無責任、政府ノ詭辯ニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス、斯様ナ意義ニ於テ、吾々ハ此蠶絲業ヲ保護獎勵スル意味ニ於テ、當分ノ間検査料ヲ徵セザルコト、即チ現行法ノ通り検査料ヲ徵セズト云フコトニ修正ヲ致シタ次第デアリマヌ、而シテ其第一條ノ第一項ニ「検査料ヲ徵セス」ト修正ヲ致シマシタ結果、第二項ノ末ニ「此場合ハ検査ニ要スル經費ハ之ヲ國庫ヨリ交付ス」斯様ニ修正文字ヲ加へマシタガ、是ハ御承知ノ通り、國ノ生絲検査所ハ横濱ニ新築セラレタモノデアリマスルガ、此法文ニアリマスル所ノ公共團體ノ設ケル生絲検査所、即チ神戸ニ對シマシテハ、政府ノ原案ハ「本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスルノヲ、「本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス」斯様ニ修正致シマシタルコトハ、委員會ニ於テ本

○丹下茂十郎君登壇

黨ノ丹下君ヨリ希望條件トシテ提案セラレタル其第一點ニ於キマシテ、即ち本法ノ實施ヲ成ベク當業者ノ紛擾ヲ解決スル間ハ實施セナイト云フコトノ意味ノ下ニ、成ベク大正十六年一月以後ニ實施ヲシテ欲シトイト云フ意味ノ希望條件デアツタノデアリマス、ソレニ對シマシテ政府ハ殆ド同意ヲセラレテ居ルノデアリマス、此希望條件ニ準據致シマシテ、本貞ハ此附則ヲ「本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス」ト修正スル次第デアリマス、以上ノ理由デアリマシテ、何卒吾々ノ修正案ニ對シマシテ、諸君ノ御賛成ヲ翼フ次第デアリマス

○副議長（小泉又次郎君） 関田君ノ少數意見ニ御賛成ガアリマスカ

〔賛成「賛成ト呼フ者アリ」〕

○副議長（小泉又次郎君） 成規ノ賛成アリト認メマス、仍テ少數意見ハ修正案トシテ成立致シマシタ、是ヨリ討論ニ移リマス——

丹下茂十郎君

○丹下茂十郎君（登壇）

居リマスル輸出生絲検査法案ニ付キマシテ、委員長ヨリ報告セラレマシタ、即チ二個ノ希望條件、其一ハ本法ノ施行ヲ大正十六年一月一日以後ニ於テ爲スコト、二、製絲業者ノ製絲資金ヲ圓滑潤澤ナラシムル途ヲ講ズルコト、以上ノ二個ノ附帶條件ニ對シマシテ、早速農林大臣ヨリニ付テハ御希望ニ副フベク十分ナル考慮ヲ致シマス、二ニ付キマシテハ出來得ルダケ此點ニ付テ十分ナ考慮ヲ拂ヒタイ、斯様ニ責任アル聲明ヲ得タノデアリマスが故ニ、私ハ此聲明ニ信頼致シマシテ原案ニ賛成スル者デアリマス、聊カ此原案ニ賛成致シマス理由ヲ、簡単ニ申述ベタイト思フノデアリマス、本案ガ曩ニ當院ニ提出致サレマシタ以來、世上中ミノ物議ヲ生ジタノデアリマス、本員ヲ此特別委員ニ置ゲラレマシテ、本法ヲ容ハ先程委員長ヨリ報告ニナリマシタ通り、先ツ第一ニ輸出生絲ノ取引ハ正量ヲ以

テスルト云フコト、第二ニハ正量検査ヲ廣行スルト云フコト、第三ニハ正量検査ノ手數料ヲ徵スルト云フコト、第四ニ公共團體ノ經營ニ係ル所ノ検査所ヲ認メルト云フコト、此四點ガ重要ナル部分ヲ占メテ居ルノデアリマス、而シテ此四個ノ問題ニ對シマシテハ、第一第二第四ニ付キマシテハ、最早議論ノ餘地ハナイト思フノデアリマス、唯、第三ニデアリマスル所ノ手數料ヲ徵收スルト云フコト可否、是ガ重大ナル關係ヲ持テ居ルノデアリマス、私ノ聊カ了解ニ苦シング、之ガ第一點デアリマス、即チ本法ヲ提出サレマシテ世間ニ物議ヲ生ジマシテ、殊ニ當業者ノ間ニハ異論百出致シマシタト云フコトハ、要スルニ手數料強制徵收問題ヲ中心ト致シテ居タノデアリマス、即チ輸出業者ト製絲業者トノ間ニ於キマシテ、其取引上ニ關係シマシテ、重大ナル紛議ヲ生ジタノデアリマス、此紛議ガ容易ニ解決ヲ告ゲナイノデアリマス、此時ニ方リマシテ本法ヲ施行致シマシテモ、果シテ瀕死ニ法ノ成果ヲ收メルヤ否ヤト云フコトを即チ私ノ了解ニ苦シング、第二點デアルノデアリマス、輸出業者ト製絲業者ニ對シテ數箇條ノ要求ヲ提案致シタノデアリマス、其結果兩者ノ間ニ協定ガ容易ニ解決ヲ致サナイ、之ヲ沟ニ重大ナル關係ヲ持テ居リマスが故ニ、私ハ此要求ノ條件ノ大要ヲ申述べテ見タイト思フノデアリマス、先づ第一ニ正量取引實施ノ爲ニ生ズル所ノ検査手數料、運搬費、運送及ビ検査中ノ保險料、其了ノ時ヲ以テ完了スルト云フコトデアルコト、第三ト致シマシテ買入ハ見本用トシ荷物並ニ検査票ヲ人手シテ、現品ノ引合ヲ得ルト云フコト、第四ト致シマシテ品質検査、是ハ五十本デアリマス、品質検査供試

茲並ニ前項ノ見本絲ハ、無償ニテ買人ニ提供スルコト、第五ト致シマシテ買人ノ倉庫ニ引込ミタル荷物ニ對シマシテハ、保管料ヲシテ百斤ニ付テ金ヲ賣人ニ於テ負擔ヲスルコト、第六ト致シマシテ、荷掛料ハ正量ニ依リ取引セラル、モノニ付テハ之ヲ廢止スルコト、是ハ問題ハ無イヤウデアリマス、第七ト致シマシテ正量検査ニ用キタタル所ノ供試絲ハ賣人ニ返還スルコト、第八ト致シマシテ原料検査ハ供試絲ヲ抜キタル後ニ之ヲ爲スコト、検査ハ請求日若クハ少クモ翌日迄ニ完了スルコト、ソレカラ第九ト致シマシテ正量以上正量ノ百分ノ二以上ノ水分アルモノハ、之ガ取引ヲ拒絶スルコトヲ得ル、第十ト致シマシテ受渡量目ハ正量千斤ニ對シ二十斤以上ノ過不足ヲ許サナリ、第十一ト致シマシテ賣買兩者ハ當該荷物ニ付再度ノ検査ヲ要求スルコトヲ得ル、此場合ニ於テハ代金ノ決済ハ最後ノ正量ニ依ルコト、但シ再検査ノ費用及ビ供試絲ハ請求者ノ負擔トスルコト、第十二ト致シマシテ、代金支拂ハ、賣人ノ希望ニ依リ左ノ二法ノ一ニ依ルコト、一、荷渡完了後十日目、千分ノ五引現金拂ノコト、二、荷渡完了後三十日目拂ノコト、從來ハ四日目ニ支拂^{テ居}タノデアリマス、之ニ對シマシテ賣人ノ側即チ製絲業者ノ側ニ於キマシテハ、第一ノ正量検査ノ手數料ト云フコトデハ、是ハ全廢ヨシテ賣ヒタイト云フコトデアリマス、尙ホ正量取引實施ノ爲ニ生ズル運搬費ハ賣人ノ側ノ負擔ニシテ是ハ差支ナリ、但シ其他總テノ費用竝ニ危險ニ付テハ從來ノ慣習ニ依ルコト、ソレカラ第一ニ對シマシテハ原量秤定済ノ時ヲ以テ、當該荷口ヲ賣方ニ引渡^{テアリタルモノトスル}ソレカラ第三ニ付テハ同意スルコト云フコト、第六ハ異議ナシ、第一ナカニ、第七、第八、第九モ異議ナシ、第十八從來ノ慣習ニ依ルコト、第十一ニ付キマシテハ同意スルコトガ出來ナイ、十二ニ付キマシテモ從來ノ慣習ニ依ルコト、斯ウ

云フ對案ヲ提案致シマシタ爲ニ、輸出業者ト製絲業者トノ間ニ於キマシテハ、其後雙方協定ヲ致シマシテモ到底一致點ヲ見出スト云フコトガ頗ル重大ナル關係ヲ持テ居ルモノニアリマス、將來生絲ノ取引ノ上ニ於キマシテ其取引ノ圓滑ヲ缺キ、又我國輸出貿易ノ大宗デアル所ノ生絲ノ輸出ノ上ニ、非常ナル關係ヲ惹起シテ來ルモノニアリマシテ、極メテ重大デアルト思フノデアリマス、ノミナラズ斯ノ如クシテ直ニ本法ヲ施行スルト云フコトニナリマシテモ、其法ノ成果ヲ收メルコトガ出來ナイノミナラズ、延テハ我國ノ農家ノ唯一ノ副業デアル所ノ養蠶業ニ至大ノ影響ヲ齎スト云フコトアリマス、此點ガ洵ニ吾々ノ憂慮ニ堪ヘナシ所デアリマス、更ニ只今ノ讀上げマシタ所ノ輸出業者及ビ製絲業者トノ十二箇條ノ問題ニ付キマシテハ、若モ製絲業者ノ主張ガ通ラズ輸出業者ノ言フガ儘ニ此問題ヲ片付ケタナラバ、我國ノ蠶絲即チ輸出生絲ノ全體ニ於キマシテ約千二百万圓ノ損失ヲ製絲業者ハ受クルト云フコトニナッテ居ルヤウデアリマス、是ハ細カイ數字ノ計算ヲ所持シテ居リマスケレドモ、餘リ時間ガ移リマスカラ是ハ省略致シマス、其千二百万圓以上ノ製絲業者ノ損失ト云フモノハ、是ハ恐らく農村ニ影響スルモノデハナカラウカ、製絲業者ノ損失ハ軒て農家ノ副業タル蘭ノ販賣ノ上ニ影響シテ來ルモノデハナカラウカ、即チ吾々ハ二百万ノ養蠶家ノ爲ニ非常ニ憂ヒタノデアリマス、検査手數料ヲ徵收スルコトノ可否ハ從來任意検査デアリマシテ、而モ検査手數料ハ徵收シナカッタ、然ルニ此度法律ヲ以テ検査ヲ強制致シマスルニ付テ検査料ヲ取ルト云フコトハ、是ハ如何ナモノデアラウカ、吾々ハ殊ニ此検査料ト云フモノハ、極メテノ副業ノ上ニ影響シテ來ルモノデハナイカラナラバ、從來任意検査ニ於テ手數料ヲ徵

收シナカノタ同様ニ、強制検査ノ場合ニ於テハ尙更検査料ヲ徴収セズニ置クコトガ出来ナイカ、所謂検査手數料ハ徴収シナイ方ガ穏當デハナカラウカ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、此點ニ付テハ十分自分ノ愚見ノアル所ヲ述べ、又政府ノ所見ヲ質シタノデアリマス、尙ホ此問題ニ付キマシテハ、只今政友會ノ隅田君ヨリ詳細ナル御説明ガアリマシテ、隅田君及ビ加藤君ヨリ極メテ熱心ナル質問應答ヲ重ネマシタノデアリマシテ、吾々ハ大ニ聽致シタノデアリマスレバ、從來ハ正量検査ノ獎勵時代デアルカ、今回ノ法律ヲ以テ之ヲ強制スル、強制スル以上ハ他ノ強制受ケサシムルト云フ意味ニ於テ手數制ヲ徴収シナカツタ、然ルニ最早十二分ニ其基礎モ發達シテ、又營業者モ其必要ヲ認メテ來ルヤウニナフタノデアルカラ、今回ノ法律ヲ以テ之ヲ強制スル、強制スル以上ハ他ノ強制検査ニ依ル所ノ手數料ヲ徴収シテ居ル振合モアリ、又財政上ノ關係モアルガ故ニ、之ヲ徴収スルハ至當デアルト云フ解釋ナノデアリマス、又検査ノ結果ニ依リマシテ取引上ニ受檢者ノ品物ニ對シテ市價ヲ高カラシメ、所謂受檢者ノ利益トナルコトデアル、其受益者、即チ特定ノ人ノ利益ヲ享有スルモノニ對シテ、國家全般ニ亘テ其費用ヲ負擔スルト云フコトハナインデアル、ソレハ極メテ不條理デアル、理論上適當デナイ尙ホ吾々ノ心配致シテ居リマス此農家、即チ農鑑家ノ副業ノ上ニ及ボシマス所ノ影響ニ付テ、輸出生絲ノ市價が昂上致シマシテ、其結果自然ニ蘭ノ値段ノ上ニモ好影響ヲ與ヘルモノデアル、即チ免ニ角検査手數料ノ影響ハ所謂生絲ノ聲價が高マク結果トシテ、却テ農家ノ利益トナルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマス、此點ニ付キマシテハ成ベク手數料ヲ取ラナイ方ガ宜イト思フノデアリマスケレドモ、又是ハドチラニモ道理窟ノアルコトデアリマシテ、唯、國家ガ財政上ノ關係モ餘程考慮セバナラヌコト云フコトハ最早已ムヲ得ヌコト、思フノデアリマス、此意味ニ於キマシテ我ガ鑑絲業ノ發達ヲ圖ソレヨリモ圓満ニ本法ヲ施行シマシテ、十分ナル成果ヲ舉ゲ我ガ鑑絲業ノ發達ヲ圖ルト云フコトガ最モ大切ナルコト、思フノデアリマス、此意味ニ於キマシテ我ガ鑑絲業ノ上ニ於キマシテハ、未ダ施設經營シナケレバナラヌコトガ多々アルノデアリマ

ス、例へハ蠶絲局ノ設置ノ如キ、或ハ蠶絲業ニ於キマスル金融機關ノ整備ノ問題ノ如キ、其他幾多吾々ハ蠶絲業ノ上ニ要望致シテ居ルコトガアルノデアリマスガ、何時モ財政上ノ關係ニ於キマシテ吾々ノ要望ハ達セラレテ居ラヌノデアリマス、常ニ此點ニ就キマシテハ吾々遺憾ヲ感ジテ居ルモノデアリマスガ、斯ウ云フ折柄デアリマスカラ、假令此手數料ヲ積極的ニ直ニ是等蠶絲業ニ對スル所ノ施設ニ振向ケラレナイト致シマシテモ、消極的ニハ國ノ財政ニ餘裕ヲ生ジマシテ、ソレニ依テ將來蠶絲業ノ上ニ於チ吾々ノ希望シテ居ル要望ヲ實現サスト云フコトモ出來得ルト思フノデアリマス、又政府ニ於キマシテモ、矢張是等ノコトニ付テハ相當努力スルコトニ付テ聲明セラレテ居ルノデアリマスカラシテ、此意味ニ於キマシテ手數料ノ徵收ト云フコトニ付テハ、贊成スルノ已ムヲ得ヌコトニナフテ居ルノデアリマス、唯恐ル、所ハ前ニ申シ述べシタ通り、本問題、即チ手數料ノ徵收問題ヲ中心ト致シマシテ、輸出業者ト製絲業者ノ間ニ起シテ居リマス紛議如何、此問題ガ洵ニ重大デアリマス、此問題ノ解決ハ洵ニ重要デアリマスルガ故ニ、政府ガ本法ヲ施行スル所ノ施行期日、即チ勅令ニ譲ジテ居リマス所ノ施行期日ハ、勅令案ノ未定稿ニ依リマスト云フト、八月一日ヨリ施行スルト云フコトニナフテ居ルノデアリマス、八月一日ノ施行デアリマスト云フト、來ルベキ春蠶ノ絲ヨリ既ニ之ヲ施行サレルコトニナルノデアリマスガ、只今ノ紛議ノ状態カラ見マスト云フト、到底急遽ニ圓滿ナル解決ヲ付ケルト云フコトハムツカシイノデアリマス、ソレ故ニ八月一日ノ本法ノ施行ト云フコトハ甚ダ面白クナイ、斯様ナ時期ニ於テ本法ヲ施行スルコトハ大ニ考慮シナケレバナラナイ、私ハ此理由ヲ以チマシテ曩ニ委員會ニ於キマシテ、此問題ノ圓滿な解决ヲ付ケルト云フコトハムツカシイノデアリト云フコトガ最モ適當デアルト考ヘ、タルト云フコトガ最モ適當デアルト考ヘ、本法ヲ施行スルニ都合ガ宜カラウト考ヘマシテノデアリマス、然ルニ早速農林大臣ハ明確ニ

責任ヲ以テ之ニ應ズルト云フ聲明ヲ致サレ
タノデアリマス、是ハ委員長報告、又私ノ
前段申述ベマシタ通りデアリマス、サウシ
テ政府ハ本法施行ニ付テ必ズ吾々ノ希望ス
ルガ如キ此紛議ヲ十分ニ解決ヲ付ケテ、其
上ニ於テ大正十六年一月一日以後ニ於テ施
行スルト云フコトニ同意サレマシタノデア
リマスカラ、宜シク政府ハ本問題ニ對シマ
シテ最善ノ努力ヲ拂ハレムコトヲ重不テ望
ンデ置ク次第デアリマス、本法ノ施行ヲ餘
り急ギマス爲ニ、此問題ノ解決ニ對シテ餘
リニ干渉壓迫ヲ加へルト云フコトハ、是ハ
宜シクナインデ、無理ナル解決ヲ爲サシメ
マシテハ、尙ホ將來ニ禍根ヲ貽ス虞カアリ
マス故ニ、彼等當業者ヲシテ圓満ニ、自由
ニ、且ツ公正ニ此問題ヲ解決サスルヤウニ
政府トシテ相當努力サレムコトヲ希望致シ
テ置ク次第デアリマス、次ニ吾々ハ一般養
蠶業者ニ對シマシテ、即チ農村ノ立場ニ於キ
マシテ、常ニ不利益ヲ認メテ居ルコトハ地
方多數ノ製絲業者ノ資金ノ關係デアルノデ
アリマス、大ナル基礎ヲ持テ居リマスル
所ノ製絲業者ハ左マデデハアリマセヌト恩
フノデアリマスガ、併ナカラ今日ノ製絲業
者ハ實ニ多數デアリマシテ、多數ノ製絲業
者ハ地方ニ於テ極メテ小規模ノ經營ヲ致シ
テ居ル者デアリマス、此小規模ノ製絲業者
ハ概不資金ガ缺致シシテ居ルノデアリマ
ス、此資金ノ融通ニ付キマシテハ、常ニ輸
出業者ノ保護、援助ヲ受ケテ居リマス、是ノ
ハ殆ド大部分ト言フデモ宜カラウト思フノ
デアリマス、詰先賣ノ契約ニ依リマシテ、
資金ノ供給ヲ仰イデ、サウシテ農家ノ蘭
ヲ買出スト云フコトガ殆ド大部分デアル
ノデアリマス、カルガ故ニ常ニ輸出業者ニ
依リマシテ、壓迫掣肘ヲ受クテ居ルノデア
リマス、其壓迫掣肘ヲ受ケテ居ル、取り上
ノ不利益ヲ受ケテ居ル結果ト致シマシテ、
タ重大ナル案件モ、即チ其一ツデアルト私
ハ信ズルノデアリマス、故ニ政府ニ於キマ
シテ、將來製絲業者ノ資金ノ圓滑ト其潤澤
ノ途ヲ講ズルコトニ付テ、今一段ノ考慮ヲ
煩シシタ、之ヲ望ンデ已マナノデアリマ
ス、即チ政府ニ於テハ一面ニ於テ農村振興
ニ付テ相當ノ施設ヲ爲シテ居ルト云フコト

デアリマスガ、農村振興ニ對シテハ最モ重
大ナル關係ヲ持テ居ルモノニアリマス、
故ニ此製絲業者ノ資金ノ關係ニ付キマシテ
モ、是亦政府ノ責任アル所見ヲ伺クタノデ
アリマス、之ニ對シテモ亦先ニ申シマス通
リ、農林大臣ヨリ吾々ノ希望ニ應ズベク十
分ナル考慮ヲスルト云フ聲明ヲ得タノデア
リマス、願ハクバ當ヲ大正九年ノ當時及ビ
大正十二年ノ當時、政府ガ製絲資金ノ供給
ニ付テ、相當斡旋ヲ致シマシテ、又效果ヲ
收メマシタ其實績ニ鑑ミラレマシテ、低利
資金ノ供給ナリ、或ハ特殊銀行其他一般金
融業者トノ聯絡ニ付キマシテ、政府ハ出來
得ル限りノ方策ヲ講ジテ、以テ此蠶絲業ノ
發達ノ上三萬違算ナキヲ期セラレントヲ
希望スル次第アリマス、此二個ノ條件ニ
付キマシテハ、概不當業者ニ於キマシテモ、
満足ノ意ヲ表シテ居ルノデアリマスカラ、
私ハ以上ヲ以チマシテ、二個ノ附帶條件ヲ
附シタル所ノ原案ニ賛成スル者デアリマス
(拍手)

固ヨリ至當デアリマスガ、之ニ付キマシテ
私ノ見ル所デハ、政府ノ取調ガ甚ダ杜漏デ
アル、又堅イ確信ヲ以テ之ニ臨ンデ居ラ十
カツ形跡ガアリハシナイカト思フノデア
リマス、ソレハナセカト申シマスレバ、先
年來建築ニ著手シ斯様々々ノ次第進ンデ
行ケバ、此實績ガ速ニ舉ガルト云フ所ノ見
込ヲ立テナケレバナラヌノデアリマス、取
引上ニ於ケル所ノ種々ナル弊害、錯雜致シ
マシタル事柄ニ付テハ、十分ノ審查ヲ致シマ
シタナラバ、此實施ノ場合ニ當リマシテ、
遽ニ輸出業者ト、或ハ製絲業者トノ間ニ紛
議ガ生レルト云フヤウナコトガ有ルベキ筈
デハナイノデアリマス(拍手)又政府ノ所見
ハ八月一日ヨリ之ヲ實施シヤウト云フ御意
見デアツテ、既ニ豫算モ御提出ニナッテアリ
マスヤウナ次第ニアリマシテ、茲ニ今承
マスレバ、丹下君ノ御希望ニ對シマシテハ
之ヲ肯定シテ居ル、即チ大正十六年ノ一月
一日以降ニ於テ、此紛議ヲ解決シテ然ル後
ニ實行シテ貰ヒタイト云フ希望ヲ肯定シテ
居ル所ハ、即チ政府ハ曩ニ八月一日ヨリ實
行セントスルト云フ所ノ御趣意ニ對シテ居
變更シテ居ル、何ト不見識ナル次第デハア
リマスママイカ(拍手)是ハ即チ此蠶絲業ノ改
良ニ付テノ熱心ノ足ラザル所ヲ示シテ居
シテモ此業ニ對スル御熱心ノ程度ガ割合ニ
一點デハアルマイカト私ハ思フ(拍手)又
私ハ此蠶絲業ノ方面ノ主管大臣ト致シマシ
テ、此委員會ニ御臨ミニナリ、又本會議
御辯明ニナッテ居ル所ヲ見マシテモ、ドウ
シテモ此業ニ對スル御熱心ノ程度ガ割合ニ
深イモノデナイト云フコトノ鑑定ヲシナケ
レバナラヌコトハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリ
マス(拍手)即チ何デアルカト申シマスレ
バ、同僚隅田君ノ質問ニ對シマシテ、我國
ノ蠶絲業ノ根本策ハ如何アルト云フコ
トニ付キマシテ、先程隅田君ガ申述ベラレ
シタガ、私モ之ヲ重不テ言フコトハ皆様ニ
對シテ甚ダ御迷惑ノ様デアリマスガ、私ハ
深ク信ズ、我國ノ蠶絲業ハ實ニ我國ノ國
運ヲ繋グ所ノモノデアル、此爲ニハ多少ノ
時間ヲ割愛セラレンコトヲ希望スルノデア
リマス、早速農林大臣ハ良品ヨリ廉賣スル、
斯ウ云フ御趣意デアリマス、尤モ貿易ノ上
カラ參リマシタナラバ、適當ナル御趣意デ
ゴザイマセウガ、併ナガラ我國ノ蠶絲業ト
申シマスモノハ、我國特有ト申シテ宜イカ、
特殊ノ加工生産品デアリマシテ、一般ノ商
品ト同等地視スベキモノデハナイノデアリマ

ト思フノデアリマス、良品ヲ造ルト云フナラバ、少クトモ良品ヲ造ルダケノ總テノ經路、順序、方法、計畫ト云フモノガ立タナケレバナラム規則——自然ニ委セマシタ所ノ不規則ナル所ノ發達デアリマスルカ爲ニ、製絲上云フモノヲ順次改良致シテ參リマシテモ、固ヨリ、皆サンノ御存知ノ通り蟲ニ集デアリマスルカス、蘭ト云フモノハ蟲ニ集デアリマスルカラシテ、其品位、種類ニ依テ「デニール」ノ不整ハ澤山アリマス、色ニノ事ガ常ニ亞米利加ノ市場ニ於テ小言ヲ言ハレル種デアル、之ヲ改良致シマシタラバ、先以テ其品位、種類ノ致シテ居ル、或ハ名ヲ研究ニ藉リマシテ、今日マデ國立蠶業試驗場ニ於テ、是等ノ試驗研究ヲ重ねテハ居リマスルケレドモ、多クハ色ミソレアリ物ニ致シ、オモチヤニ改良カラ企ナケレバナラヌノデアリマス、モ今日マデハアツタノデアリマス、左様ニコトヲ致シマシテ、國費ノ多クヲ濫費致シマシテ、吾御同様日本人ノ一ノ缺陥デアラウトモ思ヒマスルケレドモ、斯ウ云フコトハ今日マデ多クアル、又將來ニモアラウト思ヒマスカラ、私ハ之ヲ憂ヘマスガ、是等ハ別ト致シマシテ、此研究ト云フコトガ、徹底シナニイ、而シテ後ニ其實績ノ舉ラナイ所カラ、昨年アタリカラ農林省ニ蠶業試驗場等ノ經費モ大分減ラサレテ、施設モ寂シクナッタノデアリマス、左様ナヤウナ譯デアリマスカラ、隨テ新研究、新發見ナドノ現ハル、次第ハナインデアリマス、茲ニモ良品ヲ造ル所ノ經路ガ足リナインデアリマス、又製絲ノ能率増進シナケレバナラヌ、之ガ即ち良品ヲ造テ、比較的の廉價ニ向ケル要件デアリマスカラ、良品ヲ造ル爲ニハ、廉價ニスル爲ニハ能率ヲ増進シナケレバナラヌ、製絲能率増進ニ付テハ各業者ガ競テ、其研究ヲ進メテ居リマスル、之ニ對シマシテ、政府ハ餘リニ其助長獎勵ノ策ヲ執テ居ルト見受ケラレナインデアリマス、又政府ガ助長、獎勵ノ策ヲ執テ居ル如クニテ、御吹聽ニナツテ居リマスルケレドモ、其施設ノコトハ何デアルカト言ヘバ、具體的ニ表

ハレテ居リマスルモノハ、此共同倉庫、越レドモ、是モ一部ノ仕事デアリマシテ、決シテ此增收ノ計畫アハナイノデアリマスルモノシ、又良品ヲ造ル、即チ品質改善ニ資スルトコロ絶對ニナイデハアリマセヌケレドモ甚ダ僅カナモノデアリマス、ソレデ品質改善ニ資スルノ途ハ何ニ依テ立テ居ルカト言ヘバ、現在デハ遺憾ナカラ別ニ是ト言テ見ルベキモノハナイノデアリマス、政府ガ鼻ヲ隆クシテ言ハレル所ノ共同倉庫、乾爾製造ト云フモノハ、單ニ取引上ノ一經和策ニ過ギナインオデアリマス、斯様ナコトデハ到底徹底シタルコトハ出來ナイノデアリマス、政府ヲ思ヒマス、而シテ又安ク賣ルト云フコトハ、御趣意デアリマスケレドモ、是ハ先程モ申上ゲマシタ通り、リ、ノ商品ト違ニマシテ此生絲ノ如キヲ安ク賣ルコトヲ本旨トセラレテハ、吾々堪ニタモノデハナイト思ヒマス、現在ニ於キマシテハ絲價ハ正ニ一千七百圓臺ニナシテ居リマスル、安ク賣ルト云フコトヲ御希望デアッテ、モント安ク賣ラレテハ吾々實ニ大變ナコトデアラウト思フノデアリマス、ドウカ此點ニ付キマステハ絲價ノ維持トカ、絲價安定ノ策ト云フコトガ極メテ緊要ナモノデアッテ、之ヲ林大臣ニ於テ御考慮ノ中ニ加ヘラレ、否御考慮ノ主タルモノトシテ戴キタイト思フノデアリマス(拍手)之ニ對スル御抱負ノ如きハ遺憾ナガラ承ルコトが出來ナイノデアリマシテ、委員會ノ模様ヲ承リマスレバ、敢ウ云フコトニ付テ、半官半民ノ會社ノ如キモノヲ造リテ、サウシテ絲價安定ニ資スル所アルノ考ハナイカト云フヤウナコトニ對シテモ、ソレ等ノ如キ考ハ更ニ無イト云フ御話デアリマスガ、我ガ蠶絲業ノ行詰ラントスル、即チ一面ニ於キマシテ外國ノ生絲ノ發達及ビ人造絹絲ノ脅威ニ依リマシテ、何所迄モ改善ヲシテ行クヘキモノデ、別ニ之ヲ貫シテ行クト云フ方針デナケレバ、到底前述ノ發達ヲ期スルコトノ出來ヌト云フヤウナモノデアリマシタラハ、特ニ此助長政策ニ付キマシテ、一層ノ留意ナシテアラレンコトヲ望ンデ止マガル者デアリマス、然ルニ此改良發達主トシテ行キマスル所ノ正量取引ニ對シマシテノ御意見ノ如キモ、前段申述ヘマシタヤウナ次第アリテ、政府ニ方針ガ立テ居ナイ、斯様ナヨトデアルナラバ、到底此將來ニ横ハル所ノ

幾多ノ難局ヲ排除シテ行キマシテ、我國ノ
蟲業——蠶絲業ヲ何時迄モ發達シテ行クト
云フコトニ付テ、非常ニ憂慮ヲ懷クザルヲ
得ナイノデアリマス、私ハ我國ノ此貿易ト
云フモノヲ發達致シテ行キマスルニハ、蠶
絲業ヲ振興致シマスルコトガ一番唯一ノ捷
徑デアルト思フノデアリマス、ソレガ爲ニ
全國ニ於ケル所ノ蠶絲業ヲ十分ニ指導獎勵
致シマシテ、發達セシメルコトガ洵ニ容易
イコトデアラウト思フ、現在ノ狀態ニ加フ
ルニ、各府縣共悉ク蠶絲業ニ關スル所ノ指
導員ヲ設ケテ、ソレハ適當ナル方法ヲ立
テ、行キマシタナラバ、蠶絲業ト云フモノ
ハ決シテ冒險ノ仕事デハナイ、唯、國ト致
シマシテモ、茲ニ縊縛ノ安定ノ出來ル所ノ
策ヲ一ツサヘ立ブテ行キマスルナラバ、安
全ニ收穫ヲ増加セシメルト云フヤウナコト
ハ極メテ樂ナコトデアリマス、サウシテ今
日ノ七百五十万石ノ産鰐、一千万石ニ致シ
マシテ、或ハ八億萬石ノ輸出貿易ヲシ
テ十六億圓ニ致シマシテ、我國ノ歲計豫算
全部ヲ負担スルト云フコトニ致シマスル位
ナコトハ、決シテ至難ナコトデナカラウト
私ハ信ズルノデアリマス、斯様ナ大抱負、
確信ヲ持テ農林大臣カ臨マレタナラバ、
キ微々タルケチ臭イ所ノ考ヲ持シテ居ラズ
シテ、サウシテ是ハ我國ガ此蠶業ノ爲ニ利
益スルコトデアッテ、決シテ一部ノ少數者
ガ利益ヲ受ケルナドト云フモノデハナイノ
デアリマス、即チ利益ヲ受ケルノハ我國ノ
全體デアル、我國全體ガ享益者デアリ、受
益者デアル以上ハ、我國ノ國費ヲ以テ我國
全體ガ受益者デアル以上ハ、我國全體ノ國
費ヲ以テ支辨スルニ何ノ不可カアラント信
ズルノデアリマス、ソレ故ニ検査手數料ヲ
取ラヌコトニ贊成致シマシテ、而モ此検査
手數料ヲ徵サナイト云フコトニナリマスレ
ハ、眼前ニ横ツ居ル構濱ノ紛議ナドト云
フモノハ、一掃シテ直ニ實行ガ出來ルモノ
デアルト深ク信スルノリマス、此意
味ニト賛成ノ意ヲ表シマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君)、村上國吉君

報告二賛成シ、隅田君ノ御提出ニ係ル所ノ修正意見ニ反対スル者デアリマスルガ、極メ簡単ニ其理由ノ存スル所ヲ申述ベタイト存ジマス、隅田君ノ修正ノ御意見ハ、要スルニ手數料ヲ取ラナイト云フコトニ繋シテ居ルト存ジマス、此手數料ノ問題ニ關シテマシテハ、此手數料ヲ徵收スルト云フコトヲ法律ノ上ニ規定セズシテ、命令デイテ規定スルト云フコトハ、憲法ノ精神ニ反スルモノデアルト云フ說ガアルノデアリマス、又此法案ニ依ル所ノ生絲ノ検査ハ強制検査デアル、強制検査ヲスルモノニ對シテ、手數料ヲ徵收スルコトハ不當ナリト云フ議論ガアルノデアリマス、又更ニ蠶業政策上ノ見地カラ致シマシテ、手數料ヲ徵收スルコトヲ以テ不可ナリトスル議論ガアルノデアリマス、憲法上ノ精神ニ反スルヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、委員會ニ於キマシテモ、數次ノ質疑答が重ネラレタコトデアリマスルガ、政府ノ主張スル所ニ依リマスルト、憲法第六十二條ノ第一項ニ依テ、報償ノ性質デアリマスカラ、此手數料ヲ徵收スルト云フコトハ、何等憲法に違反デハナイ、即チ租稅ト全ク之性質ヲ異ニスルモノデアルカラシテ、此手數料ノ徵收ハ之ノ命令ニ讓ルノデアルト云フ説明ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、此解釋ニ付キマシテハ、私共ハ之ヲ妥當ナリト認メルモノニアリマス、尙ホ其詳細ニ至リマシテハ、冀ハシクハ委員會ノ速記錄ニ依テ、能ク御諒解ヲ求メタインデアリマスルガ、私共ニ主トシテ此手數料ノ問題ニ付テ論ゼント欲スル所ハ、先程隅田君ノ述ベラレタル手數料不徵收説、即チ隅田君ノ手數料ヲ取ラナイトヨ取ルコトヲ可ナリトスル根據ヲ、隅田君ハ凡ソ四ツニ分ケラレテ居ルノデアリマス、第一ハ我國ノ蠶絲業ハ尙ホ大ニ保護獎勵ヲ要スル仕事デアル、然ルニ此保護獎勵ヲ要スル所ノ蠶絲業ヨリシテ検査料ヲ徵收スルト云コトハ、其保護獎勵ノ精神ニ反スルガ故ニ不可ナリト斯ウ仰セラレルノデアリマス、第二ノ論據ハ、此法案ノ如キ海外市場ニ其取引ノ延長セザル正量取引ノ實行デアルカラシテ、是ハ畢竟我國ノ製絲業ニ多大ナル損失ヲ負擔セシムルモノニアリ

意味合ニ居テノ御詫デアリマシタク、私共思フ、此生絲検査法ヲ施行シテ、正量取引ヲ行フト云フコトガ、即チ是レ我國ニ於テ生絲ノ良品ヲ造ル一ツノ有力ナル方法デアルト斯様ニ考ヘテ甚ルノデアリマス(拍手)、何故カナレバ、我國ノ當業者ガ此正量取引ノ實行ヲ望ムヤ既ニ久シイ問題デアリマス、其久シキニ屢々テ、此取引法ノ實行ヲ希望ミ來タ所以ノモノハ、折角彼等ガ苦心ヲシ努力ヲシテ、立派ナル所ノ製品ヲ造上げマシテモ、從來ニ於ケル所ノ生絲取引ノ關係ニ於キマシテハ、ソレダケノ努力ヲ認メラレナイ、ソレダケノ勤キガ報ヒラレナイト云フ點ニアタノデアリマス、此正量取引ガ行ハレルト云フコトハ、之ニ依テ其モノトハ申シマセヌケレドモ、併ナガラ是ガ實行サル、コトニ依テ、我國ニ從來行ハレタ生絲取引ノ上ニ於テ餘程ノ改善ガ出来得ルモノデアルト云フコトヲ吾々ハ認メ取引ニ十分完全ナル改善方法ノ全キヨ得タルモノデアリマシテ、斯様ナ方法ヲ用エルコトガ即チ良品ヲ造ル所ノ一ノ有力ナル手段ナリ方法デアルト、斯様ニ信ズルノデアリマス、隅田君ノ述ベラレタル検査料ヲ微収スルコトハ不可ナリトスル最モ力ア能メテ検査料ノ微収ニ反対サル、所ノ點ハ、先ニ私が申シマシタル所ノ第一ノ點ニ在ルトニ思フ、ソレハ此正量取引ヲ行フコト云フコトニ致シマシタ所ガ、是ガ爲ニ損失ヲ生じテ、生絲家ト云フ者ハ悉ク、是ガ爲ニ損失ヲ致サナケレバナラムモノデアル、此前テ居ル、故ニ當分ノ間ト云フモノハ、此法提ノ下ニ斯様ナル結果ヲ來スモノデアルニモ拘ラズ、其上ニ検査料ヲ微収シテ、生絲家ノ負擔ヲ重クスルト云フコトハ、延イテガ纏絲界ニ前ニ二洵ニ寒心スベキ結果ヲ來スモノデアルト云フ意味ニ於テ、力ヲ極メテ此微収ニ反対セラレテ居ルモノト私ハ解釋シテ居リマス、政府ガ本案ヲ施行スル上ニ於キマシテ手數料ヲ微収スルト云フコトハ、此正量検査ヲ施行シテ、正量取引ガ行ハレルコトニナシタナラバ、當然ソレハ此法ノ施行ニ要スル經費ヲ負擔サセルト云フコトハ、決シテ是ハ不當デナイト云フコ

トノ見地ニ立テ居ル者ニアリマス、隅田君ニ於キマシテモ、正量取引ト云フコトが合理的デアテ有利アルコトハ十分ニ認メラレテ居リマスルケ、唯、今回此政府が行ハントスル所ノ正量取引ト云フモノハ、内地ニ限ラル、カラソレデニ依テ利益スル所ノ者ハ輸出商人デアル、斯ウ云フコトカラ反対サレテ居ルモノデアリマス、ノミナラズ既ニ先刻丹下君ガ御讀上ダニナリマシタ如ク、此取引ヲ行ハントスル所ノ機會ニ乘ジマシテ、輸出商人ハ我國ノ生絲家ニ對シテ十二箇條ノ條件ヲ提出シテ居ル、斯ウ云フ折柄デアルカラ、洵ニ是ハ生絲家ニ取ツテ由々敷キ大事デアルトサレテ居ルノデアリマスガ、之ニ付テ吾々ノ考ヲ申シテ見マスルナラバ、成程隅田君ノ仰セラル、所ノ我ガ内地デノミ此止量取引ガ行ハレルト云フコトデアリマスルカラ、隅田君ノ逮ベラレル所ハ確ニ一面ノ理由ガナイトハ私ハ申サナイ、併ナダラ之ニ依テ生ズル所ノ利益ガ悉ク輸出商ニ依テ肆断サレルモノデアルト云フ所ノ御解釋ハ、洵ニ片寄リ過ギタル偏見デハナイカト私ハ思フノデアリマス、若シ左様ニ之ニ依テ生ズル所ノ要求條件ヲ提出シテ來ルカ如キ無理非道ナルコトハ決シテスヘキモノデハナカラウ、從來行ハレテ居タ輸出商人達ト雖モ、更ニ此機會ニ乘ジテ、丹下君ガ申サレマシタ如ク十二箇條ハ、即チ輸出商ニ取テ旨味ガナクナル、少クトモ旨味ガ少クナル、故ニ之ニ變ルベキモノノカラ得ンケレバナラヌト云フコトカラ、即チ十二箇條ノ要求條件トナフテ來タモノデアラウト私ハ解スルノデアリマス、併シコレ同時ニ私ハ此正量取引ヲ行フト云フコトニ依リマシテ、政府一部ガ頻ニ計算ヲサレ、唱道サレテ居リマスルカ如ク、其利益ノ悉クガ繫合リ利益ニ歸スルモノデアルト私ハ即断スル譯ニモ参ラナイト思ヒマス、要スルニ今マデ此我國ノ生絲取引ノ上ニ於キマシテハ、御承知ノ如キ猶豫水量ト云フモノガアツタ、此正量取引ヲ行フ結果テ居タ所ノ猶豫水量ト云フモノガ認メラレナクナル結果トシテ、ドウシテモ是ハ輸出商ノ爲ニハ大ナル不利益、イヤ不利益ト

更ニ積極的ニ蠶絲業ノ奨勵助長ノ爲ニ其經費ヲ充テルト云フ遙ジテ置キマスコトモ、亦我國ノ蠶業ナシテ將來アラシムル所、以デアルト云フ意味ニ於キマシテ、吾々ハ此検査料ヲ取テ宜シト云フコトニ賛成スルモノニアリマス、又隅田君ハ一俵一圓ノ手數料ハ甚ダ過重デアル、ソレハ一俵二千圓ノ生絲ト致シマシテ、其中ノ八割即チ過重デアル、斯様ニ隅田君ハ絶エズ述ベラレテ居タノデアリマスカ、生絲ノ代價ノ中カラ原料代ヲ差引イタ殘リノモノデ以テ一圓ノ手數料ヲ負擔センケレバナラヌコトハ甚ダ前ニモ申上ダマシタ如キ理由ニ依リ、其他總テノ點ヲ考慮致シマシテ、一俵ニ付テ一千六百圓乃至一千七百圓ト云フモノハ原料代ニアリマスカラ、生絲ノ代價ノ中カラ前ニモ申上ダマシタ如キ理由ニ依リ、其他總テノ點ヲ考慮致シマシテ、一俵ニ付テ一千六百圓乃至一千七百圓ト云フモノハ原料代ニアリマスカラ、併ナカラ私共ハ後ニ第一ノ點ニ付テ私ハ一言ヲ致シテ置キタイト思ヒマスガ、此横濱ノ内外輸出商聯合議會ノ決議トシテ、製絲家側ニ致サレモノニアルトハ思ハナイノデアリマス、最後ニ第一ノ點ニ付テ私ハ一言ヲ致シテ置キタイト思ヒマスガ、此横濱ノ内外輸出商聯合議會ノ決議トシテ、製絲家側ニ致サレニ吾々ガ考ヘマシテ、如何ニモ傍若無人ナシシマシテ、我製絲家ノ方ニ於キマシテモ何物ヲカ是ハ提供センケレバナラヌコトニナルノハ當然デアルト思ヒマス、サウスルコトニ依テ此製絲家ト輸出商間ニ於ケル所ノ此問題ハ、當然ニ妥當ニ、而モ圓滿ニ是ハ解決サレヘキモノデアル、又解決サレナシケレバナラヌモノニアルト存ジマスガ、若シソレガ左様ニ適當ニ解決サレルト云フコトニナリマシタナラバ、從來ノ荷掛金ト云フモノハ成程ニ依テ消滅スル、併ナガラソレノ代價トシテ製絲家カ或何物カヲ提供センケレバナラナクナダト云フ譯合テナクシテ、總テノ事柄ヲ包括シタル意味合ニ於テ、ソレ等ノ問題ハ當然是ハ解決サルベキモノニアルト斯様ニ信ブルモノニアリマス、サウシテ此製絲家ト輸出商間ニ於ケル所ノ、今日眼前ニ横ハナテ居リマス所ノ紛議ト申シマスカ、葛藤ト申シマスカ、私ハ是ハ紛議トカ葛藤トカハ申サナイ、免ニ一方カラ要求ヲ出テ、其要求條件ヲ如何ニ扱フカト云フコトガ、今日兩者間ノ交渉案件ニナラテ居ルノデアリマスカ、此交渉

出商ガ負擔スルノハ直接デアリマスルガ、間接ニハ製絲家竝我國民中大數ヲ占メテ居リマスル所ノ農民ガ負擔致スコトニナルノデアリマス(拍手)若シ政府ノ蠶業政策ガ徹底シタモノデアリマシタナラバ、必ヤ此點ニ徹底シタ解決ヲ致サナケレバナラヌ、然ルニ本案ハ極メテ其點ニ於キマシテハ手温イモノデアリマス、併ナガラ私ハ蠶業政策ソレ自身ヨリモ、他ノ點ヨリ本案ニ付テ自分ノ意見ノアリマスル所ヲ申上ダタイド思フ、ソレハ本案ト我ガ帝國議會立法權トノ限界デアリマス、御承知ノ如クニ國家ガ其權力ヲ以テ國民ノ自由ヲ侵害シマスル場合ニハ、必ず法律ニ依テ致スベキコトヲ要求致シテ居リマスルノハ、近世法治國ノ原則デアリマス、立憲國ノ常態デアル、又法律ナケレバ罰ナシ、是モ近世立憲國三共通致シマシタル所ノ原則デアリマス、我憲法ニ於キマシテモ是等ノ原則ヲ認メテ、保障ヲ致シテ居ルノデアリマス、憲法ノ第二十三條並ニ第二十七條ニ之ヲ歷然ト記載致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ是ニ對シテ大ナル制限ガアル、此制限ガアルガ爲ニ本案ノ如キ其實體ニ於キマシテハ左程ノ缺點ハナニ拘ラズ、甚ダ不合理ナモノヲ生ジテ來タノデアリマス、ソレハ何カラ來タカト申シマスレバ、明治二十三年ノ法律第百四十四號デアリマス、是ハ命令ノ條項違反ニ關スル罰則ヲ規定致シタモノデ憲法制定後實務前ニ於テ定メラレタル所ノ法律デアル、帝國議會ニ於テ制定シタ法律デハナインデス、其實施前ニ此法律ニ無條件三行政ノ罰則ヲ委任シタルカ爲ニ、本案ノ如キ不合理ノ法律ガ其後度ニ由テ參ク、殊ニ官僚時代ノ我ガ政府ハ、立法事項即チ國民ノ自由権ヲ侵害スルコトマデモ、皆命令ヲ以テ之ヲ制限シ、或ハ手數料ヲ徵スルト云フヤウナ不法ノ慣例ニナテ參クノデアリマス、是ハ委員會ニ於キマシテ政府當局ヨリ度ニ慣例ニ依ルト云フ言葉ガ織返サレテ居ルノデアリマス、本案ハ第一條ニ於キマシテ輸出生絲ノ強制検査ヲ規定致シテ居ルノデアリマス、ソレカラ第五條ニ於キマシテ千圓以下ノ罰則ヲ規定致シテ居ル、併シ手數料ヲ徵スル明文ガナク、又此手數料ヲ徵スルコトヲ命令ニ委任スルト云フ規定モ存シテ居ラナイノデアリマス、然ルニ一方ニハ豫算ニ検査手數料ヲ計上致シテ居ルノデアリマス、即チ政府ハ法律ヲ

以テ強制シタル義務ノ履行タル検査ヲ受クルト云フコトニ付テ、命令ヲ以テ其手數料ヲ徵收セント致スノデアリマス、而シテ政府ハ斯ノ如キ規定ハ憲法六十二條ノ第二項ヨリ當然ダト稱シテ居ルノデアリマス、只今此壇上ニ於キマシテモ村上君ヨリ同様ニソレヲ繰返サレテ居ル、憲法第六十二條ニハ「新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」第二項ニ「但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス」ト斯ウ規定致シテ居リマス、是ハ租稅ハ總テノ場合ニ於テ法律ニ依ルベク、手數料ハ必ズシモサウデナイ、事ノ性質ニ依テ命令ニ依リ或ハ法律ヲ要スルト云フ意味ニ解釋致スノデアリマス、手數料ノ中、之ヲ徵收スル結果國民ノ自由權ニ影響シマスル場合ニハ、手數料モ亦法律上ノ根據ヲ要スルコトハ明カデアル、此規定ノ精神ヨリシテ明カデアリマス、サウシテ其場合ハ政府ノ行爲ヲ求メマスルコトガ法律上ノ義務タル場合ニハ、其手數料ヲ法律ニ非ザル形式ヲ以テ規定シ得ベキモノデハ決シテナイ、一定ノ法律ニ於キマシテ或ル行爲ヲ國民ニ強制シナガラ、國民ガ此強制セラレタル所ノ義務ヲ履行セントシマスレバ、法律ニ基カガル所ノ手數料ヲ徵收スル、斯ウ云フコトハ此憲法治國ニ於テキコトノ規定シ、後ニ帝國議會ノ關與シナハ容スベカラザル所ノ現象ヲ私ハ信ズルノデアリマス、本案ノ生絲検査モ亦是ト同様デアル、法律ニ依リマシテ義務ヲ強制スベキコトノ規定シ、後ニ帝國議會ノ關與シナイ所ノ行政命令ニ依リマシテ手數料ヲ徵收ヲスルカ如キヤ、不合理ハナケレバナラナイ、花蓮檢査規則ニ於キマシテハ手數料ヲ取テ居ルデハナイカ、斯ウ云フ御議論ヲ承クタノデアリマス、花蓮檢査規則ハ命令ニ依テ定メタ、此根本ニ付キマシテハ私ハ異議ガアリマスル、併ナガラ命令ニ依テ定メタモノニアリマスルガ故ニ、命令ニ依テ手數料ヲ規定シマスノハマダ是レ均衡ガ取レテ居ル、然ルニ本案ハ法律ニ依テ強制スル、サウシテ其法律ニハ何等ノ規定ガナイ、帝國議會ノ關與セザル所ノ行政命令ニ依クテ、サウシテ其手數料ヲ取ル、均衡ニ於アモ得テ居ラナイノデアリマス、若シモ法律ニ於テ例ヲ求メマスナラバ、私ハ重要物產組合法ノ如キハ其好キ例ニナルト思フノデアリマス、此法律ニ於キマシテハ第四條ニ強制加入ヲ規定致シテ居リマス、

隨テ第十條ニ金錢問題ヲ解決致シテ居ル、又商業會議所法ノ如キモ同様デアリマス、是ハ御承知ノ如クニ強制加入デアリマスルガ故ニ、第三十條ニ經費ヲ規定致シテ居ルノデアル、若シ所謂慣例ニ依ルト云フコトデアリマスルナラハ、本案ノ如キハ此重要物產組合法或ハ商業會議所法ニ依ルベキコトガ至當ト存ゼラル、ノデアリマス、隨テ本案ノ手數料ト云フモノハ寧ロ手數料ノ名前ハアリマスルガ、其實質ニ於キマシテハ、租稅ト同様ニ見ルベキモノデアル、各國ノ立法例ヲ見マシテモ又其實際ヲ見マシテモ、斯様ナ混濁ハ多イノデアリマス、佛蘭西或ハ奥地利ニ於キマシテハ、租稅ト手數料ノ區別ニ付テハ付カナイ場合ガ多イノデアルノニ、本法ノ場合ハ検査ノ強制ハ法律ニアリマス、殊ニ奥地利ハ相續稅所有權移譯稅イ如キヲ稱シテ手數料ト言ヒ、英國ニ於テモ同様ニ曖昧デアリマス、之ヲ要シマスルノニ、國民ハ無手數料ニテ検査ヲ受ケ得ベキモノト解スルコトヲ至當ト致スノデアリマス、私共同志ノ華法第六十二條第二項ニ爲員長報告ノ政府原案ニ反對ヲ致シ、隅田君ノ修正案ニ賛成ヲ致スモノデアリマス、終ニ臨ミマシテ我ガ帝國議會ノ立法權今後ノ爲スル所ノ強制デアル、而シテ強制ヲ創始シタル所ノ立法機關カ、此點ニ於テ何等ノ意思表示ナセズシテ検査ヲ強制シタル場合ニハ、國民ハ無手數料ニテ検査ヲ受ケ得ベキモノト解スルコトヲ至當ト致スノデアリマス、隨テ以上ノ理由ニ依リマシテ、俄亥委員長報告ノ政府原案ニ反對ヲ致シ、隅田君ノ修正案ニ賛成ヲ致スモノデアリマス、「一帝國憲法第六十二條第二項ニ「但シ報償ニ屬する行政上ノ手數料及其他ノ收納金ハ前項ノ限りニアラズ、其命令ヲ以テ定メ得ルハ唯、其收納ノ本末ノ性質上法律ヲ要セザルカ又ルヲ定メタルノミニシテ、其總ニ二關シテ當然命令ニヨリ徵收シ得ベキモノト認メタルニアラズ、其命令ヲ以テ定メ得ルハ唯、ハ憲法ノ他ノ條項ニ基キ命令ヲ以テ定メ得ベキ所ニ屬スルモノニ限ル」憲法ノ他ノ條項並ニ精神ヨリシテ法律ヲ要スベキ場合ニハ、然帝國議會ノ協賛ヲ經タル立法ヲ要スルモノトス、二行政行爲ニ對スル報償ト雖モ、其反對給付タル行政行爲自體ガ、法律ニ依リテノミ定メ得ベキ所ニ屬スル場合、例ヘタル場合、本件ノ輸出生絲ノ検査ノ如キ類ニハ、其報償タル手數料亦法律ニ依ラザ

マス、ソレデ本案ニ付キマシテハ、手數料ヲ徵收スルニ付テ法規ノ規定ニ要シナイ、憲法六十二條第二項ノ規定ニ依リマシテ、命令ヲ以テ之ヲ定メテ差支ナイト云フ見解ヲ執テ居ル次第デゴザイマス、唯一、一言其事ヲ明ニ致シテ置キマス（拍手）
○副議長（小泉又次郎君） 作間君ノ動議ヲ採決致シマス、作間君ノ討論終結ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○副議長（小泉又次郎君） 御異議ナイト認メマス、仍テ討論ハ終結致シマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス、只今成立シタル修正案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔賛成者 起立〕
○副議長（小泉又次郎君） 起立少數ニアリマス、仍テ修正案ハ否決セラレマシタ、次ニ委員長ノ報告ニ付テ採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔賛成者 起立〕
○副議長（小泉又次郎君） 作間君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ニ議題ト致シマス
○作間耕逸君 直ニ本案ノ第三讀會ヲ開ケレンコトヲ望ミマス
○副議長（小泉又次郎君） 作間君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第三讀會ヲ開キ、議案全部ニ議題ト致シマス
輸出生絲検査法案
〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕 第三讀會
○副議長（小泉又次郎君） 別ニ御發議ガイヤウデアリマス、仍テ本案ハ第一讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ（拍手）日程第三十三及第三十四ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕
○副議長（小泉又次郎君） 御異議ナイト認メマス、仍テ日程第三十三、郵便年金法案、日程第三十四、郵便年金特別會計法案ヲ一括シテ、其第一讀會ノ續ニ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長作間耕逸君
第三十三 郵便年金法案 政府提出
第一讀會ノ續（委員長報告）

大正十五年三月十日 郵便年金特別會計法案(政
府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
一郵便年金特別會計法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年三月十日 郵便年金特別會計法案委員長
衆議院議長柏谷義三殿 作間 耕逸

〔作間耕逸君登壇〕
○作間耕逸君 郵便年金法案及郵便年金特別會計法案ヲ括シテ、其委員會ノ經過並
ニ其結果ヲ御報告致シマス、本案ノ委員會ハ、三月三日以來回ヲ重ヌルコト七回、其
間政府トノ間ニ質問應答ヲ續ケ、慎重審議
ヲ致シタノデアリマス、其結果滿場一致ヲ
以テ、政府提出ノ原案通り可決致シタノデ
アリマス、郵便年金制度ハ社會政策ノ施設
デ、即チ中產階級以下、庶民ノ老後生活ノ
安定ヲ保障スル所ノ效果ヲ有シマスル、寧口新
ハ、一種ノ防貧制度ニ屬スルモノデアリマ
シテ、歐米各國ニ於テハ、夙ニ達成普及セ
ルモノデアリマスルガ、我國ニ於キマシ
テハ、未だ廣クノミ行ハレマセヌ、寧口新
シキ施設ト謂フベキデアリマスガ故ニ、其
員會ニ於キマシテハ、制度ノ大體ヨリ、其
内容ノ詳細ニ至リマスルマデ、十分ニ質問
ヲ申シテ御紹介申シテ置カウト思ヒマスル
ガ、其間若宮、濱田、青木、佐藤及平野、寧
他ノ各委員諸君カラ、有意義ナル質問ガ出
タノデアリマス、其中主ナル一二三點ニ付
テ、此所デ御紹介申シテ置カウト思ヒマスル
テ簡易保険ト併せ行フノデアルカラ、寧口新
はト合併スルヲ適當トハシナイカ、殊ニ特
別會計ハ成ベク整理スルコトヲ方針トスル
旨今日ニ於テ、新ニ此事業ノ爲ニ特別會計ヲ
設クルノハ、當ヲ得タ施設ト言へナイデハ
ナイカ、何故簡易保険ト合同セズシテ、別
箇獨立ノ特別會計ト爲シタノデアルカト云
フ點デアリマシタ、此點ニ付キマシテ政府
ハ、簡易保険ト年金事業トハ、其目的、種
類ヲ異ニ致シテ居ル、且ソ計算ノ基礎ヲ別
ニシテ居ルノデアル、又制度ノ對象デアル

所ノ加入者階級ヲ異ニ致シテ居ルシ、又加入スル者モ各其目的ヲ異ニ致シテ居ルカハラ、相互ノ利害ヲ相混淆スルガ如キハ、制度ノ趣旨及加入者ノ意思ニ反スル結果トナルノデアル、之ヲ要スルニ、制度ノ目的及計算ノ基礎ヲ異ニスル別個ノ相互扶助組織ノ保険團體ノ會計ヲツニスルト云フコトハ、動モスレバ制度ノ本旨ニ反シ、事業ノ堅實ナル發達ヲ圖ル所以デナインデアルカラ、斯様ナ制度ト致シタノデアルト云フ答辯デアリマシタ、質問ノ第二ハ、此事業ノ生ズル積立金ハ豫定利率ノ關係ヨリシテ、主トシテ國債及地方債ニ放資スル見込ノ由デアルガ、何故簡易保険ト同様ニ各地方ニ對シ、公共事業資金トシテ貸付ヲシナインデアルカト云フ點デアリマシタガ、政府ノ之ニ對スル答辯ハ、此制度ノ構成、即チ計算ノ基礎トナレル所ノ豫定利率ノ關係上、換言スレバ加入者ノ利益ヲ圖ル點ニ於テ、又事業ノ堅實ナル發達ヲ圖ル上ニ於テ、其資金ノ大部分ハ公債即チ國債ニ放資スルノデアルケレドモ、其一部ハ正ニ中央地方ノ社會公共事業ニ對シテモ放資スル旨込デアル、斯ウ云フ趣デアリマシタ、此御答辯ニ依ツテ、此點ノ質問ニ付テモ各委員会ノ第三點ハ、年金ノ差押ヲ禁止スル全額ハ二百五十圓以内ト限テアルケレドモ加入者ノ生活安定ノ趣旨カラ見テモ、又民事訴訟法トノ關係カラ見テモ、少クトモ質問ノ第三點ハ、年金ノ差押ヲ禁止スル同額ハ二百五十圓以内ト限テアルケレドモ、此制度ノ年金トハ且ニ止メタノデアルカト云フ御質問デアリマシタ、此點ニ付キマシテ政府ノ答辯ハ、民事訴訟法ニ規定セルト同一ノ程度トスルヨリ所適當ト認ムルノデアルガ、何故ニ二百五十五圓ト致シマシテモ、其掛金ハ相當多額ニ上ル場合モアリ、債權者保護ノ點ヲモ考慮致シマシテハ、最小限度ノ生活費ヲ保護スル意味ニ於テ、民事訴訟法ノ規定ト多少異ニ設クルヲ適當ト認ムルト云フコトノ御答辯ガアツクナデアリマスルガ、結局此種ノキマシテハ、立法ノ趣旨カラ見テ原案が當デアルト認メタノデアリマスルガ、其他細目ニ瓦リマシテモ、亦各方面カラ色ニ質問ガアツクナデアリマスルガ、結局此種ノ社會的施設ハ、我國ノ現狀カラ見マシテモ最モ必要適切ナルモノデアツテ、一日モ速

ニ之ヲ實施セラレ、以テ社會ノ健全ナル發達
ニ資スベキモノデアルト云フコトニ相成リマシテ、
シテ、討論ニ入リマシテハ全員一致シテ、
郵便年金法案及郵便年金特別會計法案ト
モ、全部政府提出ノ原案通り可決致サレタ
次第ニアリマス、以上(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 郵便年金法案三
付 テ質問ノ通告カアリマス——濱田精藏
君

○濱田精藏君 私ハ只今委員長ヨリ御報
告ガアリマシタ通り、此法案ニ賛成致ス者
デアリマスルガ、之ニ關聯致シマシテ、一
言商工大臣ニ此機會ニ於テ御尋ヲ致シタイ
事ガアリマス、極メテ簡単ニ其趣旨ヲ申述
ベマス、ソレハ此郵便年金法案が保險類似例
ノ仕事デアリマスルガ爲ニ、私ハ委員會ニ行
於テ政府ハ生命及火災、即チ只今民間ニ行
ハレテ居リマスル所ノ、此保険ヲ官營ニシテ
スト云フ御畫ガアルト云フコトニ付キマ
シテ、質問ヲ致シマシタル所、次官ヨリノ
御答辯ニ依リマスルト云フ所ト、左様ニ事ヲ
言明致シタコトハナイガ、サリナガラ左様
ノ趣旨ヲ以テ調査シタコトモアル、又今後
モハ調査スルカモ知レヌ、多分調査スル
デアラウガ、サリナガラ直ニ其保險官營ニ
云フコトニ向クテ進ム考ハ無イト云フ御答
デアリマシテ、私ハ其機會ニ於テ商工大臣
ヨリ明カル御答辯ヲ得タイト思ヒマシタ
ケレドモ、其機會ヲ失シマシタルガ爲ニ、
本日此機會ヲ利用致シマシテ御尋致シマス
ノデアリマスルガ、御承知ノ通り此民間ノ
事業ハナイ——ナイノミナラズ今日ニ於キ
致シマシテ、凡ソ我國ノ事業中初メヨリ政
府ノ補助、其他ノ誘導ト云フ如キコトニ由
ラズシテ、自分ノ手デ以テ是程發達致シタ
事業ハナイ——ナイノミナラズ今日ニ於キ
マシテハ、其積立金ハ莫大ナル高ニ達シテ
居リマスノデアリマス、即チ銀行ノ銀行デ
アルト言ハレル位デアリマスルガ故ニ、之
ヲ官營ニスルカ、セヌカト云フコトハ、
ガ経済界ニ於キマシテ遠大ノ影響ガアルノ
デアリマス、當業者ニ於キマシテハ、片岡
商工大臣ガ所謂保險通ニアルガ爲ニ、或ハ
左様ノ御計畫ガアリハシナインカト云フ點ニ
於テ非常ニ疑ヲ持テ居ルノデアリマス(ヒ
ヤヒヤ)此點ニ付キマシテ先列申シマシタ
通り次官ヨリノ御答辯ニハ、私甚^テ不滿ヲ
感ジマシタノデ、此機會ニ於キマシテ左様

ノ御考ガアルカ、御調査ノ結果官營ト云フコトガ宜シカ、タラハ御實行ニナルカ、又ハ其方針デ今後モ御調査ニナルカ否ヤト云フコトヲ、此機會ニ於テ大臣ヨリ御言明ヲ願ヒタインデアリマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 片岡商工大臣
(國務大臣片岡直溫君登壇)
○國務大臣(片岡直溫君) 只今ノ御質問ニ簡單ニ御答申上ダマス、生命保険事業ハ極メテ長期ニ涉ル事業デアリマシテ、其性質カラ考ヘマスレバ、國營ニ致スト云フコトハ敢テ不當デハナイト思ヒマス、併ナカラ今ノ御質疑ニモゴザイマシタ通り、今日ハ契約高既ニ四十億ヲ超シテ居リマス、ハ四是等ヲ經營致シテ居リマスル所ノ數ハ四十餘億リマシテ、四十餘ト云ヘバ僅カノヤウニ聞エマスルガ、生命保険ノ營業ハ各支店、出張所、代理店ヲ通ジテ契約ヲ致シテ居ルノデアリマスルカラ、此經營ノ場所ト云フモノハ非常ニ廣イノデアリマス、ソレ故ニ害ヲ生ジテ居リマス、併シ前段申上ダマシタ如ク、既ニ四十億餘ノ契約高ニ達シテ居リマスル以上ハ、經濟界ニ於ケル此資金ノ——積立金ノ運用等ニ於キマシテハ廣キ關係ヲ持シテ居ルモノデアリマス、ソレ故ニ相成ベク現在ノ弊害ヲ艾除ヲシテ、將來十分ナル發達ヲサセタタイト云フコトガ只今ノ私ノ考デアルノデアリマス、併シ是等ノ矯正ハ果シテ出來ルヤ否ヤト云フコトハ、將來ニ於テ大ニ考慮ヲ要スルノデアリマス、斯ノ如キ次第ゴザイマスルカラ、今日只今ノ所ニ於テ國營ニ移サウト云フ考ハ持テ居リマセヌ、又御尋中ニ火災保険ノ事モゴザイマシタガ、火災ト申シマスル事ニ付テハ、實ニ完全ナル所ノ統計ガ我國ニ無イノデアリマス、ソレ故ニ官營ト致シテ果シテ十分ニ行ケルヤ否ヤ、餘程考ヲ要スルモノデアリマス、又今日ノ火災保険業者ノ間ニモ無益ナ競争ヲ致シテ、互ニ身ヲ削ヅ弊害カ艾除セラレズ、其必要ノ機關カ十分ニ發達ガ出來ヌト云フコトノ事實ヲ認メマスレバ、或ハ別ノ考ヲ起スカモ知レマセヌ、之ヲ要スルニ現在民營ニ依ツテ居リマス事業ハ、威ベク民營ヲシテ發達セシメタ

○副議長（小泉又次郎君）作間君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長（小泉又次郎君）御異議ガナイト
ト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第一讀會ヲ開
認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第一讀會ヲ開
キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
郵便年金法案 第二讀會（確定議）
郵便年金特別會計法案 第二讀會（確定議）
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長（小泉又次郎君）別ニ御異議ナイ
ト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、兩
案共委員長報告通り可決確定致シマシタ
（拍手）只今松本君平君ヨリ成規ノ賛成ヲ得
テ、山東ニ於ケル帝國軍艦砲擊ニ關スル緊
急質問が提出サレマシタ、日程ヲ變更シテ
之ヲ許スニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長（小泉又次郎君）御異議ナイト認
メマス、仍テ提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス
提出者松本君平君

イ、是ガ今日ノ考デアリマス（拍手）
○副議長（小泉又次郎君）兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」（異議ナシト呼フ者アリ）
○副議長（小泉又次郎君）御異議ナイト認メマス、仍テ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作間耕造君、兩案ヲ一括シテ直ニ其弟ニ其弟ニ
讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長タレンコトル本員ノ報告通り、可決確定セラレンコトヲ望ミマス
○副議長（小泉又次郎君）作間君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」（異議ナシト呼フ者アリ）
○副議長（小泉又次郎君）別ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
郵便年金法案 郵便年金特別會計法案 第二讀會（確定議）
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○副議長（小泉又次郎君）別ニ御異議ナイト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報告通り可決確定致シマシタ
（拍手）只今松本君平君ヨリ成規ノ賛成ヲ得テ、山東ニ於ケル帝國軍艦砲擊ニ關スル緊急質問ヲ提出サレシマシタ
（拍手）只今松本君平君ヨリ成規ノ賛成ヲ得テ、山東ニ於ケル帝國軍艦砲擊ニ關スル緊急質問ヲ提出サレシマシタ
○副議長（小泉又次郎君）御異議ナイト認メマス、仍テ提出者ノ趣旨證明ヲ許シマス
——提出者松本君平君

於テハ種々ニ書立テラレテアリマスルガ、
實際ノ状況ハ如何ナモノデアリマシタカ、
又斯ル事件——國際上ニ重要ナル事柄ガ突
如トシテ起テ來ルノハ、何カソレヲ導ク
ベキ所ノ原因ガアッタノデハイカ、青天
白日ノ下ニ帝國ノ國旗ヲ掲タル所ノ驅逐
艦ガ、國民軍ノ爲ニ砲撃ヲ受ケルト云フヤ
ウナ海ニ殆ド常識ヲ以テ判断スルコトノ出
來ナイヤウナ事柄デ、如何ニ支那ノ兵隊ノ
無識デアルニシテモ、斯ル亂暴ナル狼藉十
所ノ事柄ヲ我ガ帝國ニ加ヘタルコトハ、
殆ド信ズベカラザル所ノ暴舉ト謂ハナケレ
バナラナインデアリマス(拍手)是ハ帝國ノ
國旗ニ對シテ大ナル侮辱ヲヘタルノミナ
ラズ、國際上ニ於ケル所ノ此正義ヲ重視シ
テ、無暴ナル亂暴ナル舉動ヲサシント云フ、
又シタト云フ事柄其根源ニ於テ、何等カ
我ガ海軍ニ於テ不注意ノ點ハ無クタノデアル
アルカ、之ニ就テハ色々ノ説ガ唱へラレテ
居テ、即チ支那官憲トノ連絡ガ十分デナ
カツタニ、驅逐艦ガ或一艘ノ約束デアッタ
ノガ二艘デアシタガ爲ニ、間違タノデアル
トカ、或ハ塘沽ノ沖ニ於テ一定ノ場所ニ船
ヲ止メテ、サウシテ支那ノ官憲ノ認識ヲ受
ケナケレバナラナイ約束ノモノヲソレヲ非
常ナ速力ヲ以テ此約定ヲ無視シテ日本ノ軍
艦ガ通過シタノデアルトカ、或ハ又日本ノ
官憲ト約束ヲシタル所ノ時刻ガ違テ居タ
トカ其他色ノ事ヲ以テ我ガ海軍ノ失策ノ
如クニ之ヲ唱ヘテ居ルノデアリマス、此點
ハ十分ニ私共ノ信ズル所ヲ以テ見レバ、我
ガ海軍ニ於テ斯ノ如キ不用意トカ不注意ノ
アルベキ理由ハ無イト信ズルノデアルカ、
頻ニ斯ノ如キ宣傳ヲスル、之ニ對シテ明白
ナル海軍ニ於テ聲明ヲセラレテ、此席ニ於
テ十分我ガ態度ニ於テハ何等之ニ對シテ誤
リノ無イ、少シモ缺點ノ無イト云フコトヲ
明白ニシテ戴キタイノデアル(拍手)又傳ブ
ル所ニ依レバ、奉天軍ガ今太沽ノ沖ニテ
國民軍ト戰端ヲ開イテ居ルノデアリマス
ガ、此甚大軍ガ屢々我國ノ國旗ヲ濫用シ
テ、サウシテ軍艦ニ揚ダクト云フヤウナコ
トモ聞テ居ルノデアル、言フ迄モナク白河ハ義和團
ノ議定書ニ——義和團ノ戰争ノ後ニ議定シ
タル所ノ最終議定書中ニ於テ列國ガ航行ノ

自由ヲ得テ居ル所ニアリマスル、之ニ對シテ斯ル亂暴ナル敷設水雷ヲ設ケルト云否ヤ、色ニノ説ガ紛々トシテ未だ全ク吾吾ガ信ズルコトノ出來ナイヤウナ狀態アランコトヲ希望スルノニアリマス、尙ホ海軍ガ執フタ所ノ事柄、又支那ノ國民軍ガレテ、我國ノ海軍ニ於テハ何等ノ不注意モ若クハ缺點モナイト云フコトヲ十分ニ聲明ナリム、事ノ此ニ到^タ所以ヲ海軍當局者ヨリ十二分ニ茲ニ希望スルノニアリマス、次ニ外務大臣ニ向^テ御伺シタイコトデアリマス、以上ハ海軍大臣ニ對シ、今マニ我軍艦ニ向^テ發砲ヲシタル此事實ノ詳明デ^タ原因及其結果ニ付テノ明細ナル聲明ヲ此處ニ得ンコトヲ希望スルノニアリマス、シテ外務大臣——政府ハ如何ナル決心ヲ以テ此問題ニ向^テハウトセラレテ居ルノニアリマスルカ、此事件ハ想フニ決シテ偶發シタ事件デハナイト私ハ考ヘテ居ル、數日前ニモナイコトデアリマス、而シテ此事件ニ對シテ外務大臣——政府ハ如何ナル決心ヲ以テ此問題ニ向^テハウトセラレテ居ルノニアリマス、此事件ハ帝國ノ威信ニ最モ重大ナル關係ノアル問題デアルト云フコトハ申スマデモナイコトデアリマス、而シテ此事件ニ對シテ外務大臣——政府ハ如何ナル決心ヲ以テ此問題ニ向^テハウトセラレテ居ルノニアリマス、此事件ハ帝國ノ威信ヲ損シタル事柄ハ、單ニ數日前ニ突如トシテ起^タ問題デハナク、必ズヤ深キニ三對スル原因ガナケレバナラヌト思フノニアリマス(ヒヤ)此事件ハ又一面ニ於テハ、支那ガ今ノ日本ニ對スル所ノ心理狀態ヲ極メテ明白ニ語テ居ルモノデハナイカト思フノニアリマス(ヒヤ)昨年ノ末ニ殆ど是ト同様ナル事件ガ、國民軍ト天津ノ李景林ノ軍手^一又此事件ノ出來事ガ確ニ日本ノ外交ノ一大黙點ヲ暴露シタモノデアルト信ズルノデアリマス(ヒヤ)昨年ノ末ニ殆ど是ト同様ナル事件ガ、國民軍ト天津ノ李景林ノ軍手^二又此事件シテ居ル時ニ起^タ、其對戰中起^タ其事件ガ、今日尙ホ是ガ解決セラレズニ居ルノニアリマス、支那側ハ我國ノ抗議ニ對シテ、十分ナル説明ヲ今日尙ホ與^ヘテ居テナリ、今日起^タアル、即チ三月ノ十二日午後三時ニ起^タアル所ノ此事柄ハ、昨年ニ於テモ同様ナ事件トシテ現ハレテ來テ居ルノニアリマス、斯ノ如ク重ネ^ヘスルノニアリム、事件ガ起^タテ、サウシテ支那ガ我國ニ加フル

ヨリ既ノ此傍若無人ノ態度ト云アモノハ何デ
アリマセウ、之ヲ私ハ外務大臣ガ、ドウ云
ア御考ヲ以テ此事件ニ臨ムカト云フ所ノ考
味デハナイガ、我國ノ外交ノ傳統的ニ麻痺
シテ居ル所ノ一ツノ缺陷デアルト思フ
(ヒヤー、拍手)此明白ナル事實ハ御承知
ノ如クニ三月十二日ノ午後ニ起^タ事柄デ
アルサウシテ其事柄ハ直ニ中ニ
ノ其夜デナク其事柄ヲ聞クト同時ニ何等
カノ處置ヲ執ラナケレバナラヌ筈デアル、
然ルニ支那側ニ於テハ其夜ノ何時デアリマ
スルカ、時ヲ移サズ其夜直ニ外務次官ノ
會、此人ノ祕書官沈ハ、直ニ日本ノ公使館
ニ往^タテ、今度ノ事件ハ日本ノ手落デアル、
此事件ノ原因ハ日本ニ在ルノデアル、今後
注意シテ貴ヒタイト云フ、斯^タ云フ逆振ヲ
日本ノ公使館ニ持込ンダノデアル、是ハ先
づ支那ガ其非ヲ掩ハシ^タ立場ニ置カレルト
ノデアル、サウシテ何時モ日本ノ外交ガ此
手ニ遭^タテ、正當ナル理由ガアルニモ拘ラズ、
コトデアラウト思フノデアリマス、此時ニ
於テ日本ノ外交官ハ、何故直ニ進^タンデ之ヲ
レバナラヌト云フヤウナ立場ニ置カレルト
支那ニ抗議ヲセヌカ、却テ支那ヨリ無法ナ
ル抗議ヲ受^タケナケレバナラナイヤウナ立場
ズ、時機ヲ逸シテ外交ノ機微ヲ失フト云フ
ニ置カレルト云フコトハ、常ニ日本ノ外交
官ノ遣口ト云フモノハ斯様ナル遣口ヲシテ
居ル、又厚カマシキモ此事件ヲ支那側ヨリ
シテ直ニ其夜ノ中ニ日本ノ公使館ニ逆振ヲ
喰ハシニ往^タト云フ、此逆襲的ノ辯駁ヲシ
テ居ルノデアリマスガ、是ハ洵ニ支那人ニ
外交官ト言ハズ、總ニ支那ノ政客ノ中ニ
殆ド眼中人ナキ態度デアリマス、眼中曰本
ガナイ、支那人ハ今日ノ日本ヲ祝ルコト、
殆ド所謂眼中人ナシト言^タセモ宜シイノデ
アル、鹿鍾麟ノ如キハ眇タル一武辨ニ過ギ
ナイ、此眇タル武人ノ其態度ハ、既ニ斯ノ
如ク日本ニ對シテ洵ニ無禮千萬ノ態度ヲ
執^タテ居ル、斯様ニシテ何處ニ日本ノ威信
ガアルデセウカ、帝國ノ威信ガ如何ニシテ
保^タレルコトガ出來ルデアリマセウカ、又
斯ノ如ク日本ガ微々タル者ニマデ侮リヲ受

ケ、而シテ常ニ逆捩ヲ喰テ、日本ガ之ニ向
テ辯明ヲシナケレバ、ナラヌト云フヤウナ立
場ニ置カレルト云フ、其態度ソレ自身カ大
ナル不利益アル、又一面ニ於テハ支那人
ガ日本ヲ視ルコト殆ド何ト言ヒマスカ、日
本帝國ノ地位ト國民ノ光榮アル地位ヲ、何
等ノ價値ナキモノ、如クニ考ヘテ居ルト思
フ彼等ノ心理狀態ヲ能ク現ハシテ居ルト思
ヒマス、私ハ斯様ナル狀態ニ日本ヲ置クト
云コトハ、是エ抑、誰ノ罪デアリマセウ
カ、殊ニ近來帝國外交ノ甚ダ振ハザルコト
ヲ私ハ感スル者デアリマス(拍手)「ノウ
ノウ」支那ニ於テハ殆ド日本ノ威信ハ地ニ
墜チントシテ居ルノデアリマス、今日外務
大臣ハ、支那ニ於ケル日本ノ「ブレステー
ジ」ヲドウ見テ居ラル、ノデアルカ、此狀
態ヲ如何ニ仰考ヘニナツテ居ルノデアリマ
スカ、私ハ茲ニ現政府が執ツテ居ル所ノ絶
對不干涉主義ノ外交ノ是非ヲ批判セントス
ル者デハナイ、ナイガ、恐ラク今日日本ノ外
交程軟弱ヲ極メテ居ルコトハナイト思ヒマ
ス(拍手)斯様ナル軟弱ナル外交ノ有様ガ、
今日ノヤウナ狀態ヲ惹起シタノデハナイカ、昨
年ノ十二月三於テ楊村ノ附近デ日本ノ軍曹
ガ實際ノ業務ニ携ツテ居ル際ニ遭難シタ、
今日尙ホ此問題ヲ解決シテ居ラナイ、又昨
年ノ五月ニ御承知ノ通リニ豊田紡績工場ノ
騒ギノトキニ、其支配人デアツタ原岡某ト
云フ者ガ、此騒ギノ爲ニ殺サレテ居ル、ソ
レニ對スル始末モマダ著イテ居ラナイ、或
ハ又上海ニ、或ハ漢口ニ、工場ガ破壊サレ
タノモ多イ、商店ノ潰サレタノモ多イ、又
日本人ノ財産ガ非常ナル損害ヲ受ケマシシ
コトモ諸方ニアルノデアリマス、是等ノ問
題モ、今日尙ホ小少シ解决シテハ居ラナ
イ、又最モ憂フベキコトハ、彼ノ満蒙ノ土
地租借権ノ如キ、是ハ獨り此政府ノ罪デハ
ナイト思ヒマスクレドモ、免モ角モ十年前
ニ得タル所ノ日本ノ權利ガ、今日マダ之ヲ
解決セラレズニ居ル、又之ヲ解决シヤウト
スルコトノ努力ヲ拂ツテ居ラナイト云フコ
トハ、洵ニ國ノ爲ニ歎ズベキコト、言ハナ
ニケレバナラヌ、斯様ナル色ニノ問題ヲ解
決セラレズニ、皆支那人ノ機嫌ヲ考ヘ、支那
人ノ心ヲ和ダンガ爲ニ、或ハ其欲ヲ得シ
ガ爲ニ、日本デ強ク行カナケレバナラナイ
ヤウナ問題ヲモ之ヲ抑ヘ、サウシテ唯徒ラ
ニ支那ノ歡心ヲ得ントシテモ、決シテ其目
的ハ達セラレルモノデハナイ、日本政府ハ

「地點ヲ占領シテ居ルノデアル、或ハ佛人ガ
「ルール」ニ於ケル獨逸人ヲ驅逐シテ之ヲ占
領シテ居ル、或ハ近頃人道下「インシャーナ
シヨナル」ヲ唱ヘテ居ル露國共產政府ガ外
蒙古ヲ占領シ、或ハ波蘭ニ侵入シ、或ハ又
「ジヨーラ」ニ於テ武力占領ヲシテ居ルト
云フヤウナコトヲヤテ居ル、今日ノ外交ハ
皆各、其政策ヲ立テ、断乎トシテ一步モ讓
ラズニ、其國民ト國家ノ利益ヲ擁護シテ居
ルノデアル（ヒヤー）私ハ今日ノ日本ノ外
交ガ支那ニ對シテ餘リニ軟弱デアルト云フ
コトヲ遺憾トスル者デアル、政府ハ必ず是
ハ強硬ナル態度ヲ取ルト云フコトヲ申サル
ルニ相違ナイト思ヒマス、強硬ナル態度
ヲ取ルト云フコトハ至極結構ナコトデア
ル、御承知ノ如クニ支那人ニ對シテ日本が強硬
ル強硬ナル態度ヲ取ルニシテモ、口舌ノ上
ニ於テ之ヲ争々タ所ガ何ノ役ニモ立タヌト
思フ、結局支那人ハ捷ニ釘ヲ打ツヤウナセ
ノデアフテ、支那ノ外交ニ對シテ日本が強硬
ナル——今マデノヤツノ文書或ハ言葉ニ
依テ、ドウ云フ強硬ナルコトヲ言ハウガ、
結局何等得ル事ハナカラウト思フ、然ラバ
ドウヌル覺悟デアルカ、外務大臣ハ如何十
ル覺悟ヲ以テ、若シ支那ガ誠意ヲ披瀝スル
コトガ出来ズ、又政府ノ希望ガ行ハレナイ
時ニ於テハ、現國務大臣ハ如何ナル態度ヲ以
テ支那ニ臨マントスルノデアルカ、今日關
稅會議ハ開カレテアルガ、或ハ此關稅會議
ヲ止メルコトモ宜シイ、或ハ直接行動ニ出
テ、何レカノ地ヲ占領スルモ宜シイ、苟モ
國家ノ利益ト體面トヲ保タンガ爲ニ、強
硬ナル態度ヲ執ブテ、將ニ日本ガ支那ニ於
テ落チントスル所ノ此日本ノ「プレステージ」
テモ此事柄ヲ貫徹スル所ノ希望ハナイカ、
私ハ此點ニ於テ外務大臣ガ誠意ヲ以テ、又
誠意ヲ披瀝シテ、國民ニ外交ノ不振ト、又
支那ニ於テ我帝國ノ「プレステージ」ガ日ニ
衰ヘントスル其時ニ、此狀態ヲ恢復スルト
云フ覺悟ハナイカ、之ヲ此席ニ於テ外務大
臣ノ明白ナル御答辯ヲ得ンコトヲ望ムノデ
言スル者多シ

○副議長(小泉又次郎君) 帯原外務大臣
〔國務大臣男爵幣原喜重郎君登壇〕
○國務大臣(男爵幣原喜重郎君) 只今松本
君ヨリ塘沽ニ於ゲル射擊問題ニ付テ緊急質
問ヲ申出サレタノデアリマス、而シテ此質問
ハ海軍大佐ニ對スルモノト、私ニ對スルモ
ノト二方面ガアタノデアリマスカ、便利利
ノ爲ニ私ヨリ先ツ大體ノ御説明ヲ申上ダタ
イト思フノデアリマス、御承知ノ如ク昨年
ノ終ニ於キマシテ、國民軍ガ天津ヨリ李景
林軍ヲ驅逐致シマシテ以來、天津方面ハ國民
軍ノ手ニ落チタノデアリマス、然ルニ最近
ニ至リマシテ、李景林ハ張宗昌ト提携シ、
其失ヒタル天津方面ヲ奪還センコトヲ試ミ
テ居ルノデアリマス、陸上ニ於キマシテハ
陸兵ハ既ニ天津方面ニ向ヒ、馬廠附近ニマ
デ參ツテ居ルノデアリマス、而シテ海上ニ
於キマシテ更ニ畢司令ノ指揮ノ下ニ屬シマ
スル若干ノ艦船ガ、兵員ヲ搭載致シマシテ、
天津方面ニ向タノデアリマス、隨テ國民
軍ニ取リマシテハ是等ノ兵員ガ太沽附近ニ
上陸セラレルデアラウト云フ恐ヲ懷イテ、
居ルノデアリマス、ソレヨリ致シマシテ、
太沽ヨリ天津ニ參ル是等ノ船舶ニ對シテ、色
色ノ制限ヲ加ヘルヤウニ相成タ其航行ニ
對シテ色ニノ制限ヲ加ヘルヤウニ相成タマ
ノデアリマス、或ハ臨檢ヲ行ヒ、或ハ其航
行ノ時期ヲ制限致シ、又或ハ先刻松本君ノ
仰セラレタル如ク、水雷ヲ敷設シタト云フ
風說モアタノデアリマス、ソレハ機械水
雷デハアリマセヌ、祝發水雷アルト云フ
天津ニ出入スル船舶ノ航行ガ制限ヲ受ケ
妨害ヲ受ケタト云フ事實ニ顧ミマシテ、千
敷設サレテ居ルカドウカト云フコトハ是ハ
確カデハアリマセヌ、何レニ致シマシテモ、
講ジタノデアリマス、初メハ本月ノ十日ニ
會合ヲ致シマシテ、先づ支那中央政府ニ對
シテ深甚甚蘭尼注意ヲ喚起致シタノデアル、
公使ガ集リマシテ、是等ニ對スル對抗策ヲ
確カシメテモ、青島ニ於キマシテモ、是等ノ
關係國ノ領事ヨリ、各其地方ノ官憲ニ抗
議ヲ提出致シマシテ、斯ノ如キ不法行爲
停止ヲ要求致シタノデアリマス、然ルニ是
等ノ手段カ餘リ有效ナル效力ヲ奏シナイト
云フコトヲ見マシテ、更ニ關係國ノ公使ガ

疏通ヲ試ミタノデアリマス、間違ノナイヤ
ウニ、斯々斯ウ云フ事情ノ下ニ於テ、斯ウ
云フ風ニシテ這入ヘテ來ル、隨テ支那ノ方
ニ於テ何等ノ妨害ヲ加ヘルコトハナラナイ
ト云フ話合ヲ付ケル爲ニ、支那ノ士官モ
伴テ沖合マデ參タノデアリマス、所ガ
途中ニ日本驅逐隊ノ中ノ二隻即チ藤、薄デ
アリマス、之ヲ廻行シテ來ルニ逢ヒマシ
テ、其途中デ逢テ話ヲ致シマシタ所ガ、
先刻松本君ガ仰セラレタヤウニ、先づ差當
リ一隻ダケ廻行スルコトニシテ貰ヒタイト
云フヤウナコトヲ、支那ノ國民軍ノ士官ハ
申シタノデアリマスケレドモ、ドウシテモ
二隻タルコトヲ必要トスルト云フコトヲ曰
本ノ方カラ申シマシタノデ、到頭之モ同意
致シマシテ、遂ニ日本ノ驅逐艦ハ二隻
日本ノ國旗ヲ掲ゲ、軍艦旗ヲ掲ゲ、又特別ニ
必要ト致シテ居ル信號旗ヲモ掲ゲマシテ廻
航致シタノデアリマス、然ルニ若干廻航致
シマシタ上デ、此支那ノ國民軍ノ士官ガ上
陸ヲ致シテ——話合ノ決タコトヲ自分ノ
長官ニ報告スル必要ガアルト言ッテ、上陸
致シタノデアリマス、其瞬間に、上陸致シ
マスト云フト、忽子陸上ヨリ小銃等射撃ヲ
始メタノデアル、亂射ヲ致シタ云フコト
デアリマス、是ニ於テ日本ノ驅逐艦ハ、已
ムヲ得ズ機関銃ヲ以テ之ニ應射ヲ致シタノ
デアリマス、若干ノ間、應射ヲ致シテ居リ
マシテ、又更ニ引返シテ合ニ居リマスル
驅逐隊ト合スル爲ニ引揚ダタノデアリマ
ス、斯様ナ次第ニアリマシテ、今日ニ於キ
陸上ヨリ小銃ヲ以テ射撃ヲ始メタカト云
理由上、マダ明ニナシテ居ライノデアリマ
シテ、併ナガラ明事ハ、十二日ノ午後三時
四時頃ト思ヒマスガ、其間ニ起シタノデアリ
マス、其傳フル所ニ依ルト、自分ノ方ノ電
話デ聞イタ所ニ依レバ——餘り正確デハナ
イガ、電話デ聞イタ所ニ依ルト、日本ノ軍
艦ガ遭レテ參タ、サウシテ日本ノ軍艦タ
ルコトハ能ク判ラヌ時ニ、暫ク規則ニ依
テ一時停止ヲ命ヅル爲ニ空砲ヲ發射シタ、
所ガ忽チ日本ノ軍艦ノ方デハ機関砲ヲ以テ
薦射シタト云フコト、斯ウ云フ報告ヲ電話
デ受ケタト云フコトデアリマス、是ハ固ヨ

リ事實ガ誤ラテ居ルコトデアリマシテ、斯様ナ事ガアルベキハ無イノデアリマク力ラ、其當時ニ於テ直ニ日本ノ公使ハ左様ナニアルベカラザルコトヲ明白ニ答ヘマシタ、其翌日ニ至リマシテ、即チ十三日ニ至リマシテ、日本ノ公使ヨリ正式ニ支那政府ニ對シマシテ抗議書ヲ提出致シタノニアリマス、嚴格ナル抗議ヲ致シタノデアリマス、抗議ガ一日遅レタト云フガ爲ニ、既ニ支那ニ機先ヲ制セラレテ、非常ニ不利益ナ地位ニ陥シタト云フ御詫デアリマシタガ、左様ナ事ハ無イト私ハ考ヘルノデアリマス、而シテ十三日ニ致シマシタ抗議ハ、一應ノ抗議デアリマシテ、更ニ將來日本ノ此問題ニ關シテノ要求ト云フモノハ、他日ニ留保致シテ居ルノデアリマス、唯、差當リ斯様ナ問題ガ度々繰返サレルト云フコトニ相成リマシテハ、甚ダ不都合千萬ナ話デアリマスガ故ニ、免ニ角斯ノ如キ事件ノ再發ノ豫防スベ半手段ヲ執ルベシト云フコトノ要求ヲ致シタノデアリマス、而シテ今日ニ於キマシテハ、吾々ハマダ其事實ニ明ニナッテ居ラヌ所ガアリマシテ、其點ヲ調査致シテ居ルノデアリマス、何レニ致シマシテモ、此問題ハ將來ヲ戒メルト共ニ、既ニ發生致シマシタ此事件ニ付キマシテハ、十分ナル満足ナル解決ヲ求メルト云フ覺悟ヲ持テ居ルノデアリマヌ(拍手)尙ホ其他ノ問題ニ付キマシテ、色ニ御詫ニナリマシテ、或ハ支那ニ對スル日本ノ地位ガ既ニ低クナッタ、日本ノ威信ガ地ニ墜チタト云フヤウナ御詫ガアリマシタケレドモ、是ハ謂緊急質問ノ問題ニ直接關係ノナナイ事ト考ヘルノデアリマス、何レニ致シマシテモ、吾々ハ此點ニ付キマシテ、全ク松本君トハ見解ヲ異ニ致シテ店マミシテモ、何故ニ支那ニ於ケル日本ノ地位ガ低下シタト仰セラレルカ、吾々ハ断ジテ左様ナ形跡ハ認メテ居リマセヌ、何レニ致シマシテモ、御意見ノ話デアリマシテ、松本君ノ御意見デアルト存ジマスカラ、其點ニ關シマシテハ私カラ申上ダルコトモ無イカラ、此上餘リ私カラ申上ダルコトモ無イ

ニ申上ダタイト思ヒマス、旅順ニ碇泊致シテ居リマス驅逐艦四隻ノ一隊ヲ天津方面ニ派遣シマシタ状況ハ、外務大臣ヨリ御説明ノ通りノ状態ノ下ニアツクノデアリマシテ、上海ニ碇泊致シテ居リマスル所ノ第一遣外艦隊司令官ノ命令ニ依クテ、旅順カラ太沽沖ノ方ニ十一日ニ廻航致シタノデアリマス、サウシテ十二日ノ午後、天津ノ領事館員ガ、鹿鐘麟ノ國民軍ノ方トノ打合セモ十分ニ済ンダト云フコトノ報知ニモ接シマシテ、又此領事館員ト一緒ニ參リマシタ支那ノ武官トモ打合ヲ遂ゲマシテ、サウシテ二隻連レ立シテ白河ニ航入セント致シタノデアリマス、所ガ半後一時五十八分、白河ノ河口ノ所ニ差掛リマシタ時分ニ、河口ノ突堤ノ上ニ敷開致シテ居リマスル所ノ支那兵ガ、突然小銃火ヲ浴セカケタト云フコトデアリマス、之ニ對シテ驅逐艦ハ直ニ機銃ヲ以テ應射致シタノデアリマス、五十八分ニ彼ノ砲火ヲ浴ビマシテ、五十九分ニ機銃ヲ以テ之ニ應射ヲ開始致シタノデアリマス、サウシテ十二分間應射ヲ致シマシタ所ガ、支那側ノ方ハ沈黙致シテ屈服致シタサウデアリマス、此射撃ヲ受ケマシタ地點ハ、唯河口ノ突堤ニ差掛けタ時ト云フダケデアリマシテ、其外ノ報告ニハ「リーフボーグ」ニ散開シテ居ル所ノ支那兵カラト云フコトモアリマスケレドモ、是ハ海圖ノ上ニ依ク能ク調ヘテ見ズルケレドモ、左様ナルモノハ海圖ノ上ニモ現ハレテ居リマセヌ、故ニ位シカナイ所デアリマシテ、斯ノ如キ所ニ果シテドノ點デアルカ分リマセキケレドモ、蓋シ河口ノ砲台ニリマスル所ノ止場ミタヤウナ所デアラウカト思フノデアリマス、其所ハ河幅ガ僅カ二百米矣ノデアリマスケレドモ、不幸ニシテ驅逐艦司令ノ蒲田中佐、辻主計大尉、及腹部二等兵曹、此三人ガ、一名ハ重傷、一名ハ輕傷、他ノ一名ハ微傷ヲ被タノデアリマス、此重傷ヲ被タテ再ビ河ノ外ニ出マシテ、サウシテ太沽沖ニ碇泊致シタ、斯ウ云フ事デアルト考ヘマス、藤レドモ、不幸ニシテ驅逐艦司令ノ蒲田中佐、辻主計大尉、及腹部二等兵曹、此三人ガ、一名ハ重傷、一名ハ輕傷、他ノ一名ハ微傷ヲ被タノデアリマス、此重傷ヲ被タテ再ビ河ノ外ニ出マシテ、サウシテ太沽沖ニ碇泊致シタ、斯ウ云フ事デアルト考ヘマス、病院ニ入院シテ手當ヲ致シテ居リマス、輕傷

者ハ艦内ニ於テ休養致シテ療養ヲヤフテ居ル程度デアルサウデアリマス、又驅逐隊司令ノ蒲田中佐ハ極メテ微傷デアリマシテ、其後モ尙ホ任務二服シテ居リマス、其後上海ニ居リシタ所ノ艦隊司令官ハ直ニ上海ヲ出航致シマシテ、今ヤ太沽沖ニ向テ航行中ニアリマス、又其外ニ巡洋艦ノ平戸グ旅順ニ居リマスカラ、何事カ是レ以上ノ悶著ガ起ルヤウナ事ガゴザイマスレバ、是等モ亦送ル積リデアリマスケレドモ、其後餘リ詳シイ報告モ參リマセヌガ、今日書頃受取リマシタ電報ニ依リマスト、前ニ小銃火ヲ浴ビマシタ所ノ「藤」ハ、今朝太沽ヲ出マシテ天津ニ向クタト云フコトデアリマスカラ、其後此事件ハ發展ハ致サヌコトデアルト考ヘテ居リマス、唯今回ノ事ハ、我が軍艦旗ニ汚辱ヲ與ヘタルモノト考ヘマスカラ、決シテ之ヲ輕々ニ看過スル積リデゴザイマセヌ、併ナガラ何分ニモ事情が能ク分リマセヌカラ、事情ヲ駕ト取調ヘマシテ、適當ナル手段ヲ執ルコトニ致ス積リト考ヘテ居リマス、唯支那ノ兵ハ頗ル無ノ軍制ノ者が多イノアリマシテ、實ハ日本カ手落デモアリハシナカタカト云フ御言葉デアリマシタガ是ハ手落ハ萬々十カタタガ飛ンデ来ルコトハ、今迄モ屢々アツカトデゴザイマス、是等ハ洵ニ困クタモノノデアリマスクレドモ、彼ノ内亂ノアル土地ニ行クテ居リマシテハ、斯ノ如キコトヨタ々取上ダテ彼此レ言フコトモ、頗ル困難ナ事シテ、一隊ノ兵團カラ小銃火ヲ浴セタト云フコトハ、如何ニシテモ不都合デアルト考ヘマス、是ハ何處迄モ曲直ヲ明ニシテ、相當ノ手段ヲ執ラクチヤナラヌト考ヘテ居リマス、ソレカラ：「曲直トハ何ダ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

ガ、各國ノ商船ノ白河ニ這入りマヌモノヲ
之ヲ臨檢スルヤウナコトガアルノデアリマ
スカラ、之ニ向テモ商船保護ノ任務ヲ我
ガ隊ハ持テ店ルノデアリマス、ソレデ
能ク分リマヌカ、我ガ艦隊ノ此二艦ガ太
沽ニ入港セント致シタノハ、太沽ノ狀況調
査ノ爲ニ入港セント致シタ、斯ウ云フ話デ
アリマスクラ、或ハ世間ニハ僅ニ支那兵ノ
小銃火ヲ浴ビテ、日本ノ驅逐艦ハ任務ヲ拋
棄シテ外ニ引退シタノデヤイカト云フヤ
ウナ疑惑モアルヤニ聞キマヌケレドモ、決
シテスカル事ハ無イト考ヘテ居リマス、前
ニ申シマス通り、小銃火ガ飛んで來マヌコ
トハ、常ニアルノデアリマスカラ、決シテ
松本君如キ事ニ於キマシテ、我ガ海軍々人ハ
避易シタト云フヤウナ事ハ萬々ナイト信ジ
マヌカラ、尙少是等ノ事ハ明ク調査致シマ
シテ、分リマシタナラバ詳細御報告ヲ申上
ゲタイト考ヘマヌ

○松本君平君、尙少シ伺ヒタイ事ガアリ
マス（登壇々々「下呼フ者アリ）只今海軍大
臣ヨリノ御詫ハ、我ガ海軍ニ於テ何等ノ手
落ハ無イヤウダト云フヤウナ、極メテ曖昧
ナル事デアリマシタガ、何カ御不安ガアル
ノデアルカドウカ、又曲直ヲ明ニスルト云
フノハ、何ニ依テ曲直ヲ明ニスルノデア
ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲
起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ
テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト
ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若
シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ
バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法
ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ
於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ
コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ
テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ
無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ
レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ
支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不
安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣
ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對
シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル
カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案
ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ
諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生
命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万ノ財產
ヲ投ジ、資本ヲ投ジ、幾十万ノ日本人ガ支

那ニ於テ事業ヲシテ居ルケレドモ、今日ノ
政府ガ執ルガ如キ態度ヲ以テ進ンデ行シタ

ナラバ、日本ノ總テノ經濟的施設ト云フモ
ノハ、皆無ニ歸シテシマヒハシナイカト思フ

（拍手）私ハ外務大臣ハ事實ガ今能ク分ラ
スカラ能ク調査シテ、ドウスウト云フ御詫

ガアッタヤウデアルガ、何時モ調査シテ調
査シテト云フ中ニ、時機ハ經シマンチ、
昨年末ニ是ト同ジャウナ問題ガ起シタノデ

アルガ、今尙ホソレ解消セズニ軍レ、今度ノ問題モ解決セズニ又二年済ンデシ

マフノデアル、斯様ニシテ時ヲ経タナラバ、
何ノ時ニ於テカ日本ニ支那ニ於ケル所ノ此

墜チントスル所ノ威信ヲ回復スルコトガ出

来ヤウカ、之ヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、モウ少シ明白ニモウ少シ勇氣アル態度

ヲ執テ、此議場ニ外務大臣ハ答辯セラレ
シコトヲ希望致シマス

○國務大臣財部彪君（登壇）

○國務大臣（財部彪君）松本君カラ更ニ御

ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲

起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ

テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト

ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若

シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ

バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法

ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ

於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ

コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ

テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ

無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ

レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ

支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不

安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣

ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對

シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル

カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案

ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ

諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生

命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万ノ財產
ヲ投ジ、資本ヲ投ジ、幾十万ノ日本人ガ支

那ニ於テ事業ヲシテ居ルケレドモ、今日ノ
政府ガ執ルガ如キ態度ヲ以テ進ンデ行シタ

ナラバ、日本ノ總テノ經濟的施設ト云フモ
ノハ、皆無ニ歸シテシマヒハシナイカト思フ

（拍手）私ハ外務大臣ハ事實ガ今能ク分ラ
スカラ能ク調査シテ、ドウスウト云フ御詫

ガアッタヤウデアルガ、何時モ調査シテ調
査シテト云フ中ニ、時機ハ經シマンチ、
昨年末ニ是ト同ジャウナ問題ガ起シタノデ

アルガ、今尙ホソレ解消セズニ軍レ、今度ノ問題モ解決セズニ又二年済ンデシ

マフノデアル、斯様ニシテ時ヲ経タナラバ、
何ノ時ニ於テカ日本ニ支那ニ於ケル所ノ此

墜チントスル所ノ威信ヲ回復スルコトガ出

来ヤウカ、之ヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、モウ少シ明白ニモウ少シ勇氣アル態度

ヲ執テ、此議場ニ外務大臣ハ答辯セラレ
シコトヲ希望致シマス

○國務大臣（財部彪君）松本君カラ更ニ御

ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲

起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ

テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト

ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若

シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ

バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法

ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ

於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ

コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ

テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ

無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ

レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ

支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不

安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣

ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對

シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル

カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案

ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ

諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生

命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万ノ財產
ヲ投ジ、資本ヲ投ジ、幾十万ノ日本人ガ支

那ニ於テ事業ヲシテ居ルケレドモ、今日ノ
政府ガ執ルガ如キ態度ヲ以テ進ンデ行シタ

ナラバ、日本ノ總テノ經濟的施設ト云フモ
ノハ、皆無ニ歸シテシマヒハシナイカト思フ

（拍手）私ハ外務大臣ハ事實ガ今能ク分ラ
スカラ能ク調査シテ、ドウスウト云フ御詫

ガアッタヤウデアルガ、何時モ調査シテ調
査シテト云フ中ニ、時機ハ經シマンチ、
昨年末ニ是ト同ジャウナ問題ガ起シタノデ

アルガ、今尙ホソレ解消セズニ軍レ、今度ノ問題モ解決セズニ又二年済ンデシ

マフノデアル、斯様ニシテ時ヲ経タナラバ、
何ノ時ニ於テカ日本ニ支那ニ於ケル所ノ此

墜チントスル所ノ威信ヲ回復スルコトガ出

来ヤウカ、之ヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、モウ少シ明白ニモウ少シ勇氣アル態度

ヲ執テ、此議場ニ外務大臣ハ答辯セラレ
シコトヲ希望致シマス

○國務大臣（財部彪君）松本君カラ更ニ御

ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲

起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ

テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト

ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若

シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ

バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法

ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ

於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ

コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ

テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ

無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ

レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ

支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不

安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣

ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對

シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル

カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案

ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ

諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生

命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万ノ財產
ヲ投ジ、資本ヲ投ジ、幾十万ノ日本人ガ支

那ニ於テ事業ヲシテ居ルケレドモ、今日ノ
政府ガ執ルガ如キ態度ヲ以テ進ンデ行シタ

ナラバ、日本ノ總テノ經濟的施設ト云フモ
ノハ、皆無ニ歸シテシマヒハシナイカト思フ

（拍手）私ハ外務大臣ハ事實ガ今能ク分ラ
スカラ能ク調査シテ、ドウスウト云フ御詫

ガアッタヤウデアルガ、何時モ調査シテ調
査シテト云フ中ニ、時機ハ經シマンチ、
昨年末ニ是ト同ジャウナ問題ガ起シタノデ

アルガ、今尙ホソレ解消セズニ軍レ、今度ノ問題モ解決セズニ又二年済ンデシ

マフノデアル、斯様ニシテ時ヲ経タナラバ、
何ノ時ニ於テカ日本ニ支那ニ於ケル所ノ此

墜チントスル所ノ威信ヲ回復スルコトガ出

来ヤウカ、之ヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、モウ少シ明白ニモウ少シ勇氣アル態度

ヲ執テ、此議場ニ外務大臣ハ答辯セラレ
シコトヲ希望致シマス

○國務大臣（財部彪君）松本君カラ更ニ御

ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲

起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ

テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト

ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若

シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ

バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法

ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ

於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ

コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ

テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ

無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ

レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ

支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不

安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣

ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對

シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル

カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案

ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ

諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生

命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万ノ財產
ヲ投ジ、資本ヲ投ジ、幾十万ノ日本人ガ支

那ニ於テ事業ヲシテ居ルケレドモ、今日ノ
政府ガ執ルガ如キ態度ヲ以テ進ンデ行シタ

ナラバ、日本ノ總テノ經濟的施設ト云フモ
ノハ、皆無ニ歸シテシマヒハシナイカト思フ

（拍手）私ハ外務大臣ハ事實ガ今能ク分ラ
スカラ能ク調査シテ、ドウスウト云フ御詫

ガアッタヤウデアルガ、何時モ調査シテ調
査シテト云フ中ニ、時機ハ經シマンチ、
昨年末ニ是ト同ジャウナ問題ガ起シタノデ

アルガ、今尙ホソレ解消セズニ軍レ、今度ノ問題モ解決セズニ又二年済ンデシ

マフノデアル、斯様ニシテ時ヲ経タナラバ、
何ノ時ニ於テカ日本ニ支那ニ於ケル所ノ此

墜チントスル所ノ威信ヲ回復スルコトガ出

来ヤウカ、之ヲ吾々ハ虞レルノデアリマス、モウ少シ明白ニモウ少シ勇氣アル態度

ヲ執テ、此議場ニ外務大臣ハ答辯セラレ
シコトヲ希望致シマス

○國務大臣（財部彪君）松本君カラ更ニ御

ルカ、或ハ之ヲ裁判所ニ訴ヘテ——（笑聲

起ル）國際裁判ノ事デアル、裁判所ニ訴ヘ

テ、何レガ善イカ惡イカト云フヤウナコト

ヲ明ニスル意味デアルカドウデアルカ、若

シ我ガ海軍ニ手落ガ無イコトデアルナラ

バ、日本帝國ノ驅逐艦ニ向テ、之ニ無法

ナル發砲ヲスルト云フコトハ、若シ海軍ニ

於テ手落ガ無イ、不注意ナ點ガ無イト云フ

コトデアルナラバ、何モ調ヘテ曲直ヲ調べ

テドウスルト云フヤウナ弱音ヲ吐ク必要ハ

無イ、ソレデ、此點ニ付テ海軍大臣ノ持タ

レル確信ヲ披瀝シテ貰ヒタ一然ラザレバ

支那ニ居ル十數万ノ日本國民ハ、非常ニ不

安ヲ持テ居ルノデアル（拍手）又外務大臣

ニ御伺シタイ事ハ、日本ノ態度、支那ニ對

シテ此問題ニ對シテドウニ云フ態度ヲ執ル

カ、ソレヲ伺フノデアル、今迄此様ナ懸案

ノ問題ハ多々アルノデアリマヌケレドモ、
一トシテ此問題ガ片付イテ居ラナイコトハ

諸君ノ知ラル、通リデアル、一トシテ日本
ノ不利ノ位置ニ置カレタル所ノ——財產生

命ヲ迫害サレ、脅威サレタ問題ハ、一トシ
テ片付イテ居ラナイノデアル、是ハ何デア

リマスカ、今日ノ支那ニ對スル日本ハ何處
ニ斯様ナ態度ヲ執ラナケレバナラナイ必要
ガアルノデアルカ、斯様ナ政策ヲ執テ行
タナラバ、如何ナル問題モ支那ニ對シテ爲

スコトハ出來ナイノデアル、幾千万

(國債ノ利子所得稅免除ニ關スル件)
 (床次竹二郎君外一十三名提出)
 右ハ本院ニ於テ議決ヲ要セサルモノト識
 決致候此段及報告候也

大正十五年三月四日

明治四十二年法律第七
 號廢止法律案委員長

元田 肇

衆議院議長柏谷義三殿

金光庸夫君登壇

○金光庸夫君 委員長三代リマシテ御報告申上
 上ダマス、日程第三十五、大石君ノ提案ニ
 係ル本案ハ所得稅法中改正法律案外二十七

件ノ委員會ニ併託サレタノデアリマス、而

シテ委員會ニ於キマシテハ慎重審議ノ結果

全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、日程第三

十六ヨリ第三十九ニ至ル四案ハ、委員會ニ

於テ是ト關聯シテ居リマスル所ノ他ノ政府

ノ提出ニ係ル諸案ヲ修正通過致シ、且ツ大石

君ノ提案ヲ可決セラレマシタ結果、是等ノ

諸案ハ何レモ進ンデ之ヲ議決スル必要ガナ

イト云フコトヲ議決致シタノデアリマス、

此段御報告申致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 先づ第一ニ舊慣

ニ依リ永小作權者カ地租額負擔ヲ約シタル

田畠ノ地租免除ニ關スル法律案ノ第一讀會

ヲ開クニ付テ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認

メマス、仍テ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕造君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り

可決セラレントコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シ

キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り

可決セラレントコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 第二讀會ヲ確立議

案

○副議長(小泉又次郎君) 残餘ノ日程ニ對シテ延期セラレントコトヲ望ミマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シ

マシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時十六分散會